

**新第 6 次寒河江市振興計画
基本計画**

目 次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 計画策定にあたって | 1 |
| | （1）策定の趣旨 | 1 |
| | （2）計画の基本方針 | 1 |
| | （3）計画の構成と計画期間 | 2 |
| | （4）計画の進行管理 | 3 |
| 2 | 将来都市像と目標人口 | 4 |
| | （1）将来都市像 | 4 |
| | （2）将来目標人口 | 5 |
| 3 | 重点目標 | 6 |
| 4 | 基本政策 | 10 |
| | 第1章 子どもがすくすく育つまち | 12 |
| | 第2章 活力と交流を創成するまち | 24 |
| | 第3章 元気に安心して暮らせるまち | 40 |
| | 第4章 一人ひとりが力を発揮するまち | 56 |
| | 第5章 便利で快適に生活できるまち | 67 |

1 計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 28 年 2 月に、令和 7 年度を目標年度とする「第 6 次寒河江市振興計画」を策定し、これに基づき、将来都市像である「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ」の実現を目指し、市民とともに魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

また、平成 27 年 10 月には、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、本市における人口減少対策に関する総合戦略として、「さがえ未来創成戦略」を策定し、超高齢社会に対応するため、さまざまな取り組みを推進してきたところです。

しかしながら、現行計画の策定から 5 年目を迎え、社会経済情勢にも変化が見られ、また、近年、全国各地において頻発している異常気象に伴う大規模災害やウイルス感染症の脅威等から市民を守る対策にも万全を期していく必要があります。

このような本市を取り巻く状況に的確に対応し、まちづくりの方向性をより確かなものとするため、中間年度にあたる令和 2 年度に、現行計画を改定し、「さがえ未来創成戦略」を包含した「新第 6 次寒河江市振興計画」の策定により、子どもからお年寄りまで、笑顔が溢れるまちづくりに取り組んでまいります。

(2) 計画の基本方針

① 市民主体の計画

現行計画の策定以降に、4 回実施した市民アンケート等の意見を踏まえて、計画を策定しております。

② 成果を評価し改善できる計画

政策毎に目標・指標を設定し、その達成状況や成果を検証・評価し、改善できる計画としております。

③ 実行性のある計画

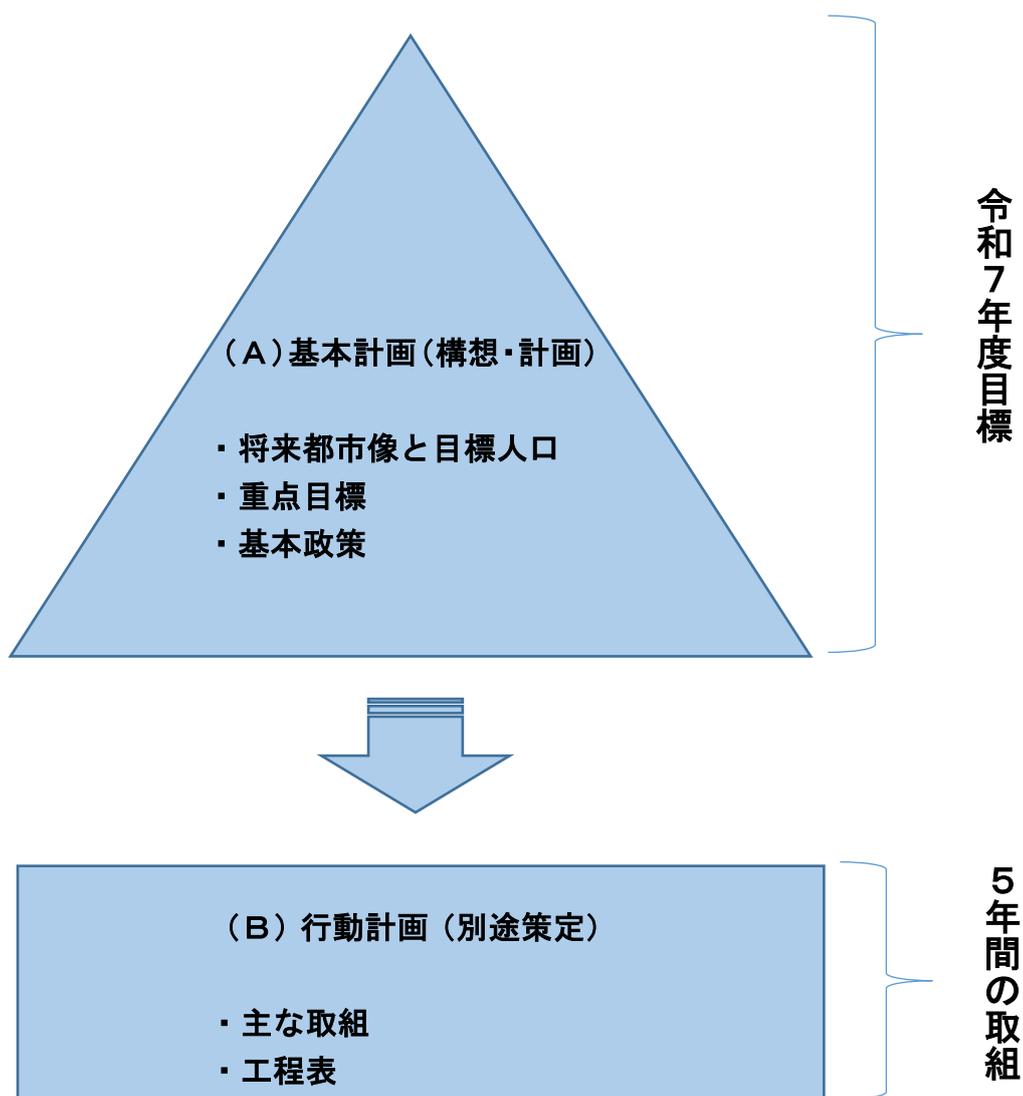
新たな重点目標として、人口減少対策、防災・減災・感染症対策、教育環境の充実の 3 本の柱を設定するとともに、各節に掲げた政策の着実な推進にあたっては、行動計画において、取り組みの工程を示し、実行性のある計画としております。

(3) 計画の構成と計画期間

新第6次寒河江市振興計画は、目標年度を令和7年度とし、「基本計画」及び「行動計画」で構成します。

| | |
|---------------------|--|
| (A) 基本計画 (構想・計画) | <ul style="list-style-type: none">●本市の目指す将来都市像と目標人口を掲げ、その実現に向けた取り組みを重点目標、基本政策で示す。●計画期間は、令和3年度～7年度(5年間)とする。●構想と計画を1つにまとめた計画とする。 |
| (B) 行動計画 (別途策定) | <ul style="list-style-type: none">●基本計画に掲げた取り組みの5年間の工程などを示す。●進行管理や検証を行い、毎年見直すこととする。 |

《新第6次寒河江市振興計画の構成》



《基本計画体系図》

| | |
|--|-------------------------------------|
| 将来都市像 「さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江」 | 将来目標人口 「 38,957人（令和7年度） 」 |
|--|-------------------------------------|



| | | |
|-------------|------------|---|
| 重点目標 | 目標1 | 活力みなぎる住みやすいまち |
| | 1-① | 子どもからお年寄りまで、安心して生活できる環境整備を推進します |
| | 1-② | 移住・定住による新たなつながりによる地域活性化を推進します |
| | 1-③ | 犯罪の未然防止を図り、快適な生活環境を創出します |
| | 1-④ | 地元企業の支援と企業の誘致による安定した雇用環境の整備を推進します |
| | 目標2 | 市民を守る災害に強いまち |
| | 2-① | 市民の防災意識の向上と防災体制の整備充実を図ります |
| | 2-② | 感染症予防対策の強化と新しい生活様式に沿った体制整備を推進します |
| | 2-③ | ゼロカーボンシティに向けて、省エネルギー活動の推進と再生可能エネルギーの普及拡大を図ります |
| | 目標3 | 未来を切り拓く子どもたちを育むまち |
| | 3-① | コミュニティスクールを推進すると共に、情報化やグローバル化に対応した実践力の向上を図ります |
| | 3-② | 快適な教育環境の整備充実を図ります |



| | | |
|-------------|-----|----------------|
| 基本政策 | 第1章 | 子どもがすくすく育つまち |
| | 第2章 | 活力と交流を創成するまち |
| | 第3章 | 元気に安心して暮らせるまち |
| | 第4章 | 一人ひとりが力を発揮するまち |
| | 第5章 | 便利で快適に生活できるまち |

(4) 計画の進行管理

本計画は、毎年、市民が計画に掲げた目標・指標の達成度などを基に施策・事業を検証します。検証した結果を寒河江市振興審議会に報告し、同審議会の意見を行動計画の見直しなどに反映していきます。

2 将来都市像と目標人口

(1) 将来都市像

5年後の寒河江市の目指すべき姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

さくらんぼと笑顔かがやく 安全・安心なまち 寒河江

これからも本市の象徴である「さくらんぼ」を通し、さらなる魅力向上を図るとともに、緑豊かで、潤いのある安全・安心な居住環境を守り、子どもからお年寄りまで、思い思いに大きな夢を描き、みんなの笑顔が未来につながるまちづくりを進めてまいります。

さくらんぼ

本市では、これまで「さくらんぼ」にこだわったまちづくりを進めてきており、市の象徴として市民にも深く根付いております。今後においても輝くルビー「さくらんぼ」を通し、国内外に向けて、「さくらんぼのまち 寒河江市」のPRを図り、さらなる魅力向上を目指してまいります。

笑顔

地域活力を維持していくためには、子どもからお年寄りまで、市民みんなが生き甲斐を持ち、笑顔で生活できるまちづくりを進めていくことが重要です。子どもからお年寄りまで、市民みんなが思い思いに大きな夢を描き、みんなの笑顔が未来につながる地域社会の構築を目指してまいります。

安全・安心なまち

市民生活の基盤となる緑豊かで、潤いのある居住環境を守っていく必要があります。近年、異常気象による自然災害が全国各地で頻発しており、市民生活に大きな影響を及ぼしております。このような災害に対する万全の体制整備を図り、災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

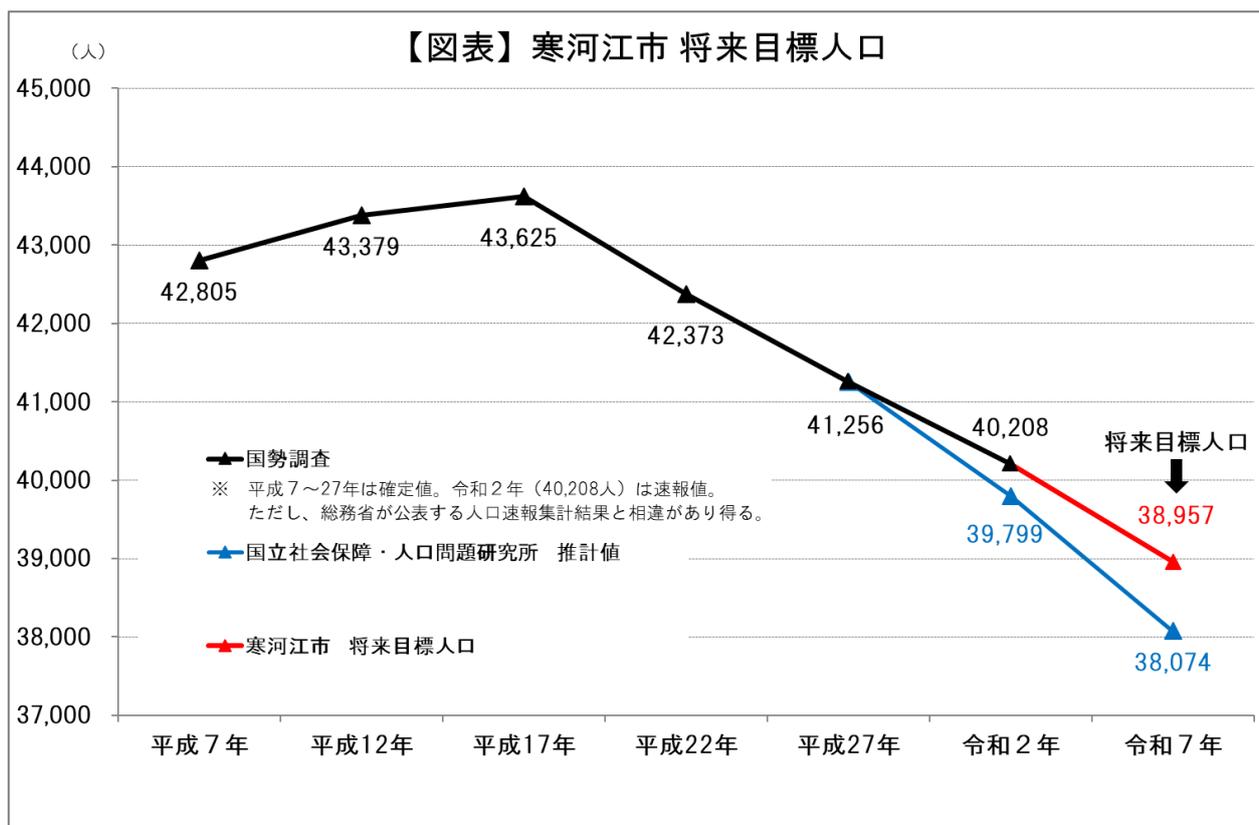
(2) 将来目標人口（令和7年度：38,957人）

全国的に進展する少子高齢化及び人口減少社会への対応は、本市においても最重要課題の1つとなっています。人口減少の進展は、地域経済における「働き手」や地域社会における「担い手」の不足を招くなど、将来の地域経済・社会に甚大な影響を与えるものです。

人口減少に対する意識や危機感は徐々に高まりつつありますが、本市人口の現状に対する理解を更に深めるとともに、本市が目指すべき今後の方向性を示すため、今般、「寒河江市人口ビジョン」を見直しました。

本ビジョンでは、新第6次寒河江市振興計画の目標年度となる令和7年（2025年）の将来目標人口を38,957人と定め、国立社会保障・人口問題研究所による同年の本市推計人口38,074人を883人上回る目標設定としております。

新第6次寒河江市振興計画に掲げる3つの重点目標と5つの基本政策を着実に推進することで、将来目標人口の達成に向けて取り組んでまいります。



3 重点目標

平成 27 年度の計画策定後、これまでの 5 年間の本市を取り巻く社会経済情勢等の変化及び持続可能な社会を構築していく SDGs (※ 1) の理念を踏まえて、第 6 次振興計画の総仕上げとして、これからの 5 年間に於ける施策展開の中心に位置付ける重点施策を掲げ、その着実な推進を図るため、新たな重点目標を設定します。

《重点目標 1》 活力みなぎる住みやすいまち

人口減少・少子高齢社会の進行を一層緩やかなものとするため、子育て支援の充実をはじめとし、潤いのある生活環境の整備と魅力ある雇用環境の創出による若者の地元定住と都市部からの移住を促進し、活力みなぎる住みやすいまちを目指します。

〈現状・課題〉

人口減少・少子高齢社会の進展に伴い、地域住民同士のつながりが希薄となり、地域活力の低下が危惧されております。地域全体に、子どもたちの元気な笑顔が弾け、高齢者も生きがいをもって多彩な活動ができる、活力に満ちた地域社会の構築が求められております。誰もが輝ける地域社会の実現のためには、明るい未来を描ける子育て支援の充実をはじめとし、心にゆとりと安らぎを感じられる潤いのある生活環境の整備を推進する必要があります。

また、生活の基盤となる安定した雇用環境の創出も重要です。地域資源を掘り起こし、本市独自の魅力を付加することで、若者の地元定着を図るとともに、都市部からの新たな人の流れを生み出し、地域活力の向上につなげていく必要があります。

①子どもからお年寄りまで、安心して生活できる環境整備を推進します。

【主な取組】

- ◇子育て世帯への医療費無料化の継続や保育料無料化対象の拡充などにより、経済的負担の軽減を図ります。【1章3節】
- ◇雨天時や冬期間などの子どもたちの遊び場となる屋内型児童遊戯施設を整備します。【1章3節】
- ◇特別養護老人ホーム等の適正な整備を推進し、介護サービスの充実を図ります。【3章2節】
- ◇市民の憩いの場となる公園や緑地の計画的な整備により、心地よい都市空間づくりを推進します。【5章1節】

②移住・定住などの新たなつながりによる地域活性化を推進します。

【主な取組】

- ◇Uターン世帯等への家賃補助や移住定住者に対する住宅の建築や購入、リフォームへの財政的支援の充実を図ります。【2章5節】【2章6節】
- ◇首都圏等から移住・移転する個人や企業等のテレワーク導入を支援するなど、定住に向けた支援を推進します。【2章6節】

③犯罪の未然防止を図り、快適な生活環境を創出します。

【主な取組】

- ◇高齢者や若年者に対する消費者教育の充実や道路等の屋外への防犯カメラの設置を推進するなど、防犯意識の高揚を図ります。【3章7節】
- ◇カラスやムクドリ等の飛来抑止対策を強化するとともに、クマやイノシシ等の野生鳥獣からの農作物被害の軽減を図ります。【2章1節】【5章2節】

④地元企業の支援と企業の誘致による安定した雇用環境の整備を推進します。

【主な取組】

- ◇地場製品の販売支援を強化するとともに、経済情勢に応じて地元企業を支援します。【2章3節】
- ◇課税免除制度等の立地優遇策の拡大や本市の地理的優位性を活かした企業誘致の推進を図ります。【2章3節】
- ◇インターンシップの活用により、若者の就労に対する意識向上を図り、若者の地元定着を推進します。【2章4節】

《重点目標2》 市民を守る災害に強いまち

近年、全国各地で頻発している局地的な集中豪雨や記録的な猛暑などの異常気象や新型コロナウイルス等の未知の感染症の脅威から市民の生命と財産を守るため、防災・減災・感染症予防対策の強化を図り、市民を守る災害に強いまちを目指します。

〈現状・課題〉

地球温暖化の影響による急激な気候変動に伴い、全国各地において、大規模な自然災害が頻発しており、市民生活に甚大な被害が及んでいます。こうした被害を最小限に留める災害に強いまちづくりが求められております。災害の発生時における避難所設置にあたっては、感染症予防対策を徹底した避難所運営体制の構築が必要となります。

また、未知の感染症の流行を見据え、新しい生活様式に基づいた観光やスポーツの振興においても、柔軟な対応が求められております。

①市民の防災意識の向上と防災体制の整備充実を図ります。

【主な取組】

- ◇避難所開設訓練の実施などを通じ、迅速な初動体制の構築を図ります。【3章6節】
- ◇地域の避難計画を見直すとともに、指定避難所等における感染症対策のための防災機材や防災設備の整備を推進します。【3章6節】
- ◇災害発生に備え、民間企業等との災害協定締結を促進します。【3章6節】

②感染症予防対策の強化と新しい生活様式に沿った体制整備を推進します。

【主な取組】

- ◇ホームページやSNSの活用等による感染症発生時における速やかな情報提供と感染拡大防止のための対策強化を図ります。【3章4節】
- ◇新しい生活様式に即した宿泊施設・観光施設の整備支援及び観光・スポーツイベントを実施します。【2章2節】【4章2節】

③ゼロカーボンシティの実現(※2)に向けて、省エネルギー活動の推進と再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

【主な取組】

- ◇防犯街路灯のLED化事業の継続など、省エネルギー活動を推進します。【5章3節】
- ◇太陽光発電設備の導入支援などにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。【5章3節】

《重点目標3》 未来を切り拓く子どもたちを育むまち

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの道徳性や社会性、郷土愛を育成するとともに、情報化やグローバル化に対応した教育により、確かな知識の定着を図り、実践力の向上を推進し、さがえの未来を切り拓く子どもたちを育むまちを目指します。

〈現状・課題〉

少子化の進展や社会情勢の変化により、学校間における児童生徒数に偏りが見られるなど、学ぶ集団規模の適正な維持が困難な状況となっていることから、今後、学校の在り方に関する検討を進めていかなければなりません。

一方で、子どもたちの豊かな心や郷土愛を育むため、子どもたちを地域全体で育成するコミュニティ・スクール(※3)の一層の推進を図る必要があります。

また、ICT(情報通信技術)の積極的活用を推進するとともに、グローバル化に対応した英語教育や国際理解教育の充実を図ることが重要です。

①コミュニティ・スクールを推進するとともに、情報化やグローバル化に対応した実践力の向上を図ります。

【主な取組】

- ◇地域に根差したコミュニティ・スクールを目指し、学校、家庭、地域が連携した子どもの命と生き方を大切にする教育を推進します。【1章4節】
- ◇プログラミング教育や情報モラル教育の推進を図ります。【1章5節】
- ◇ALT（外国語指導助手）、AET（外国語指導支援員）の配置による英語に慣れ親しむ環境の充実とGTEC（スコア型英語4技能検定）導入による英語指導の強化を図ります。【1章5節】

②快適な教育環境の整備充実を図ります。

【主な取組】

- ◇家庭での遠隔授業を可能とする環境整備の充実を図るとともに、1人1台のタブレットや電子黒板等を活用した教育を推進します。【1章5節】
- ◇将来を見据え、学ぶ集団規模の適正化のため、統合等も含めた望ましい学校のあり方を検討します。【1章5節】

※1 SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

※2 ゼロカーボンシティ：2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを公表した地方自治体

※3 コミュニティ・スクール：保護者や地域住民、学識経験者、校長、教職員等で構成される学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

4 基本政策

基本政策は、市民のライフステージに応じたさまざまな行政サービスや市民生活を支える公共インフラの整備などの各政策を体系立てて、5つの章で構成しております。

第1章 子どもがすくすく育つまち

安心して結婚・出産することができ、心豊かに楽しく、子育てできる環境を整備するとともに、教育の充実により実践力を育み、大きな夢を持つ子どもがすくすく育つまちを目指します。

第2章 活力と交流を創成するまち

農業、商業、工業の振興を図りながら、新しい生活様式に沿った観光振興により交流人口を拡大し、移住定住施策の充実により地域を活性化し、活力と交流を創成するまちを目指します。

第3章 元気に安心して暮らせるまち

医療、福祉、介護サービスの充実を図り、市民が住み慣れた地域において、健康で生き甲斐を持って生活できる環境を整備していくとともに、災害に強いまちづくりを推進し、元気に安心して暮らせるまちを目指します。

第4章 一人ひとりが力を発揮するまち

生涯学習・生涯スポーツの充実を図りながら、地域に愛着と誇りを持つ人材育成を支援するとともに、地域住民の声を市政に反映することにより、市民一人ひとりが力を発揮するまちを目指します。

第5章 便利で快適に生活できるまち

地球温暖化防止に取り組み、緑豊かな自然空間と調和した都市空間を形成し、交通ネットワークの整備と環境保全による潤いのある生活環境の創出により、便利で快適に生活できるまちを目指します。

《基本政策体系図》

| | |
|---------------------------|-------------|
| 第1章 子どもがすくすく育つまち | P 12 |
| 第1節 安心して生み育てられる環境づくり | P 12 |
| 第2節 きめ細かな保育環境の整備 | P 14 |
| 第3節 子育てを支える環境づくり | P 16 |
| 第4節 豊かな心と健やかな体の育成 | P 18 |
| 第5節 未来を切り拓く学ぶ力の育成 | P 21 |
| 第2章 活力と交流を創成するまち | P 24 |
| 第1節 魅力と希望のある農業振興 | P 24 |
| 第2節 新しい生活様式に沿った観光振興 | P 27 |
| 第3節 賑わいを生む商工業振興 | P 30 |
| 第4節 雇用の安定と就労環境の充実 | P 33 |
| 第5節 質の高い居住環境づくり | P 35 |
| 第6節 移住者をはじめとした新たな活力の創出 | P 37 |
| 第7節 多文化共生社会の実現 | P 39 |
| 第3章 元気に安心して暮らせるまち | P 40 |
| 第1節 地域見守りネットワークの充実 | P 40 |
| 第2節 高齢者支援体制の強化 | P 42 |
| 第3節 共生社会の実現 | P 44 |
| 第4節 健康長寿のまちづくり | P 46 |
| 第5節 いのちを守る地域医療体制の充実 | P 49 |
| 第6節 地域防災力の強化 | P 52 |
| 第7節 交通事故や犯罪のない地域づくり | P 54 |
| 第4章 一人ひとりが力を発揮するまち | P 56 |
| 第1節 市民一人ひとりが主役の地域づくり | P 56 |
| 第2節 豊かな人生の生きがいづくり | P 58 |
| 第3節 男女ともに活躍できる環境づくり | P 61 |
| 第4節 市民のニーズを捉えた行財政運営 | P 63 |
| 第5章 便利で快適に生活できるまち | P 67 |
| 第1節 心地よい都市空間づくり | P 67 |
| 第2節 人と自然が共生するまちづくり | P 69 |
| 第3節 地球温暖化防止に取り組むまちづくり | P 71 |
| 第4節 交通ネットワークの整備 | P 73 |
| 第5節 生活を守る上下水道の整備 | P 76 |

第1章 「子どもがすくすく育つまち」

第1節 「安心して生み育てられる環境づくり」

■現状と課題

ライフスタイルの変化や子育てに対する負担感の増大などにより、婚姻率や出生率の低下が続いています。少子化の主な要因となる未婚化、晩婚化、晩産化の進行とこれに伴う人口減少は、地域社会の活力の低下や労働力人口の減少、さらには子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、社会が抱える大きな問題になっています。

また、核家族化の進行や地域との関わりの希薄化などから、子育ての孤独感や負担感、育児不安や発育・発達についてのさまざまな悩みを抱えている家庭が見られることから、男性の家事・育児参画に向けた啓発と支援や社会全体で子育てを支援する仕組みづくりが必要です。さらに、ハイリスク妊婦が増加する中、産科医療機関などとの継続した支援が必要な人が増えています。妊娠期から育児期における、切れ目のない支援体制の充実が必要です。

■政策の取組方向

安心して結婚・出産・子育てすることができ、子どもがすくすくと育つ環境づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

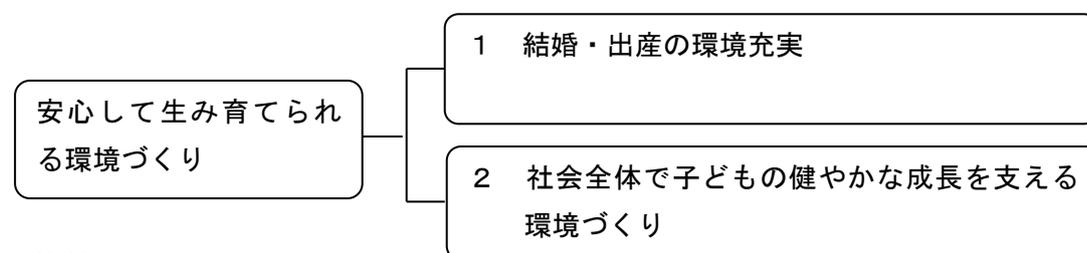
- ・婚姻率（人口千人あたりの婚姻数）

計画策定時 4.2 ⇒ 目標(R7) 4.5

- ・合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

計画策定時 1.55人 ⇒ 目標(R7) 1.7人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 結婚・出産の環境充実

○関係団体と連携して、積極的に結婚活動を支援します。

○高額な医療費がかかる不妊治療（特定・一般）や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、妊娠・出産の希望実現を支援します。

○妊産婦就労への社会の理解が高まるよう、環境整備に向けた啓発を行います。

■【主な取組】

- ・婚活コーディネーターの広域的連携による相談体制の充実
- ・団体・企業と連携した婚活交流事業への支援
- ・不妊治療（特定・一般）や不育症治療への助成充実
- ・子育てと仕事の両立ができる職場環境整備への啓発と支援
- ・新生児誕生を祝福し、子育てを応援する給付金事業の充実

■施策2 社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境づくり

○妊産婦の孤立を防ぐため、子育てを皆で支える地域の仕組みづくりを進めます。

○妊娠期から育児期における、切れ目のない支援体制の充実に努め、産後ケアをはじめとした寒河江型ネウボラを推進します。

■【主な取組】

- ・妊産婦同士や子育て経験者等との交流支援
- ・多胎妊産婦への支援充実
- ・乳幼児健診の充実
- ・産後ケア実施施設・事業の拡充
- ・子育て世代包括支援センターの充実
- ・ホームページやSNS等の活用による情報提供の強化
- ・子育てに優しく、子育てを応援する市内企業に対する支援

第2節 「きめ細やかな保育環境の整備」

■現状と課題

急速な少子高齢化により、本市においても共働き世帯の増加や核家族化が進行する中、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

保護者の就労形態の多様化へ対応するために、低年齢児の保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、保育サービス等の充実と環境整備を図っていく必要があります。

また、男性も女性も無理なく働くことができるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための支援や、社会全体で子育てを支える気運を盛り上げ、子育て世帯が安心して生活、子育てを楽しむ環境づくりの推進が求められています。

放課後児童クラブについては、利用児童数の増加が見込まれる地域での新たな施設整備のほか、学校敷地内や余裕教室を活用した安全で安心な放課後の居場所づくりのための環境整備も必要となっています。また、より効率的で安定した放課後児童クラブの運営方法や体制づくりへの支援も求められています。

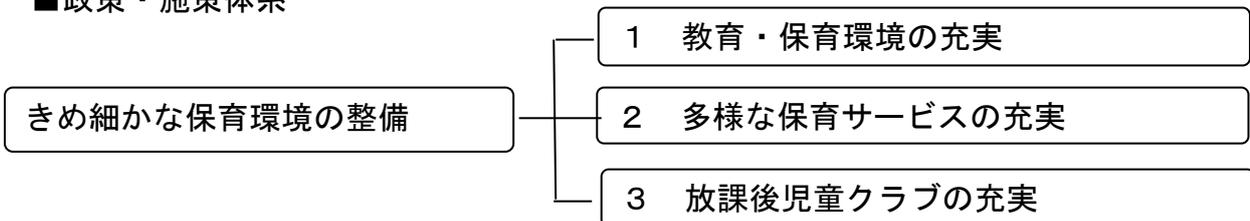
■政策の取組方向

子育て世代が心豊かに楽しく子育てできる環境づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

- ・ 幼稚園・保育所年間受入児童数（待機児童0人の維持）
計画策定時 1,444人 ⇒ 目標(R7) 1,530人
- ・ 放課後児童クラブ年間受入児童数
計画策定時 587人 ⇒ 目標(R7) 600人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 教育・保育環境の充実

○子ども・子育て支援新制度に対応した認定こども園・幼稚園・保育所の運営を図るとともに、保育所などの計画的な整備を行います。

○少子化の進行に伴い、保育所の入所者数は今後減少する傾向にありますが、低年齢児は増加傾向にあるため、入所定員見直しに取り組み、年間を通じた待機児童ゼロを目指します。

■【主な取組】

- ・ 幼稚園や保育所等の整備充実
- ・ 保育従事者の確保と資質の向上
- ・ 市立保育所（しばはし・にしね）の民間立移行のための施設整備支援
- ・ 低年齢児受け入れの民間立保育施設整備等への支援拡充
- ・ 保育ニーズに沿った寒河江市保育所整備計画の見直し

■施策2 多様な保育サービスの充実

○多様化する保育ニーズに対応するため、休日保育や病児・病後児保育を継続して実施するとともに、延長保育や一時預かり事業を充実します。

○女性に偏りがちな家事・育児の負担を軽減するため、男性の家事・育児への参画の促進と女性が子育てをしながら活躍できる環境づくりを推進します。

■【主な取組】

- ・ 延長保育等の多様な保育サービスの充実
- ・ 男性の家事・育児への参画に向けた広報や意識啓発の促進
- ・ 子育てガイドブックの充実
- ・ 利用手続きや利用予約等のICT活用による利便性向上

■施策3 放課後児童クラブの充実

○利用する児童が増加している放課後児童クラブの環境整備を図ります。

○放課後児童支援員の体制の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・ 放課後児童クラブの新設・保育環境の整備充実
- ・ 放課後児童クラブの効率的で効果的な運営体制づくりへの支援
- ・ 研修等による放課後児童支援員の資質の向上
- ・ 障がい児の受入体制の充実を支援

第3節 「子育てを支える環境づくり」

■現状と課題

地域住民同士のつながりの希薄化や核家族化の進行など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

子育てに対する不安感や負担感を解消し、安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減や相談体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要です。

子育て世代の交流の場については、雨天時や冬期間でも子どもたちがのびのびと遊べるよう屋内型児童遊戯施設の整備のほか、安全・安心に利用できる身近な公園（児童遊園地）の整備支援や、各地域において親子が交流できる場の整備が求められています。

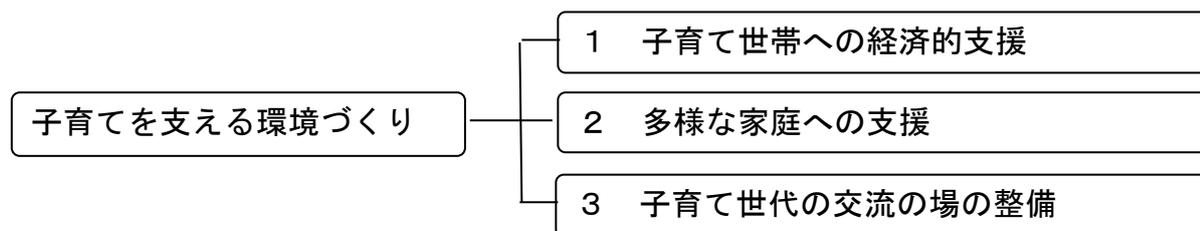
■政策の取組方向

すべての子どもが健やかに成長し、地域全体で子育てできる環境づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

- ・子育てに関して相談できる相手がいる人の割合
計画策定時 91.2% ⇒ 目標(R7) 100%
- ・子育て世代の交流の場の整備
計画策定時 2か所 ⇒ 目標(R7) 5か所

■政策・施策体系



■施策

■施策1 子育て世帯への経済的支援

○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費や保育料に係る経費助成を継続・拡充し、経済的支援を推進します。

■【主な取組】

- ・子育て世帯への医療費支援の継続
- ・第3子以降保育料無料化の継続
- ・第2子入所児童保育料無料化の拡充
- ・入所児童副食費免除の拡充

■施策2 多様な家庭への支援

- ひとり親家庭や養育支援が必要な世帯に対し、経済的な支援や生活支援を推進するとともに、子どもの貧困対策に関する事業を支援します。
- 児童虐待の早期発見や早期対応、障がいのある児童への支援などについて、関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図ります。
- 子育てに対する不安感や負担感を軽減するため、子育てに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・ 児童扶養手当等によるひとり親家庭への支援充実
- ・ 通所給付費支給等による障がいのある児童への支援
- ・ 子育て支援ネットワーク等による要保護児童対策の充実
- ・ 幼稚園、保育所、小学校、中学校連携による継続支援
- ・ 子育て相談窓口の充実
- ・ 特別支援保育充実のための保育従事者の確保と保育士研修
- ・ NPO法人や地域の力を活用した居場所づくり支援（子ども食堂、学習支援など）

■施策3 子育て世代の交流の場の整備

- 安全で安心して遊ぶことができる子どもの遊び場や親子などが交流できる場を整備します。
- 雨天時や冬期間でも、子どもたちがのびのびと遊べる屋内型児童遊戯施設を整備します。

■【主な取組】

- ・ 地域における子育て世代の交流の場の整備
- ・ 「ゆめは一と寒河江」の遊具充実
- ・ 安全・安心に利用できる身近な公園及び遊具等整備への支援拡充
- ・ 屋内型児童遊戯施設の整備

第4節 「豊かな心と健やかな体の育成」

■現状と課題

子どもたちの道徳性・社会性・郷土愛を育むため、学校だけでなく家庭や地域全体で育成するコミュニティ・スクール（※）を進めています。また、体育の授業や遊びを通じた体づくり、健やかな体を育む食育も推進しています。

人は人との関わりの中で、切磋琢磨し合って成長していきます。同時に、いじめなども生じるという認識のもとに、迅速に対応する体制の構築が必要です。

また、子どもの体力低下などの問題も社会的に取り上げられています。豊かな心や命や生き方を大切にする教育、そして健やかな体を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって、これからもより一層推進していく必要があります。

■政策の取組方向

互いに思いやり尊重し合う心、ふるさとを愛する心、そして健やかな体を育む教育を推進します。

■5年後の目標・指標

・「思いやり」の意識

| | | | | | |
|-----|-------|-------|---|--------|------|
| 小学生 | 計画策定時 | 98.4% | ⇒ | 目標(R7) | 100% |
| 中学生 | 計画策定時 | 98.3% | ⇒ | 目標(R7) | 100% |

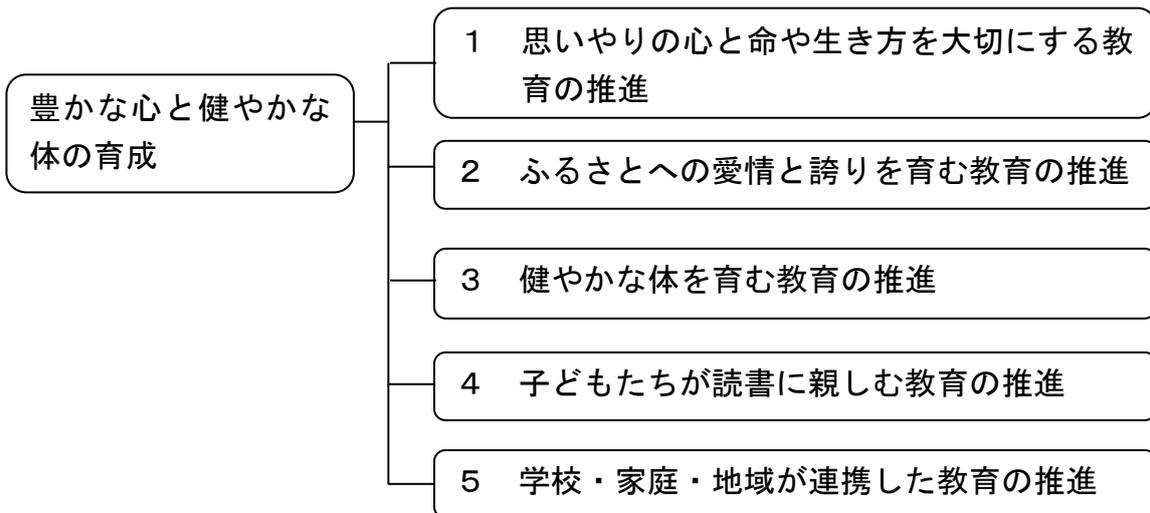
・「地域行事への参加」の意識

| | | | | | |
|-----|-------|-------|---|--------|------|
| 小学生 | 計画策定時 | 92.3% | ⇒ | 目標(R7) | 100% |
| 中学生 | 計画策定時 | 59.6% | ⇒ | 目標(R7) | 80% |

・全国体力・運動能力調査における全国平均との対比

| | | | | | |
|--------|-------|--------|---|--------|------|
| 小学5年男子 | 計画策定時 | 102.6% | ⇒ | 目標(R7) | 105% |
| 小学5年女子 | 計画策定時 | 104.2% | ⇒ | 目標(R7) | 105% |
| 中学2年男子 | 計画策定時 | 97.4% | ⇒ | 目標(R7) | 105% |
| 中学2年女子 | 計画策定時 | 98.4% | ⇒ | 目標(R7) | 105% |

■政策・施策体系



■施策

■施策1 思いやりの心と命や生き方を大切にする教育の推進

○教科化された道徳教育の充実を図るとともに、社会全体で子どもたちの心を育てていきます。

○さまざまな体験を通して、命や生き方を大切にする心が培われるような仕組みづくりを推進します。

■【主な取組】

- ・「さがえっこの育み10か条」の周知及び啓発
- ・「市いじめ防止対策の推進に関する条例」の推進といじめ問題への指導助言
- ・学校・家庭・地域が連携した命と生き方を大切にする教育の推進
- ・「さがえっこライフデザインセミナー」の推進

■施策2 ふるさとへの愛情と誇りを育む教育の推進

○ふるさとを愛し誇りに思う心を育てる教育活動を推進し、その環境づくりに取り組みます。

○地域の先生が、ふるさとを生かした教育活動に積極的に関わる仕組みづくりを推進します。

■【主な取組】

- ・慈恩寺をはじめとした各地域の史跡等を活用した体験的な学習の推進
- ・ふるさとの歴史や文化、自然等の教材化（副読本の編さん等）
- ・コミュニティ・スクールの推進により、地域コーディネーターを活用した地域の先生との連携強化

■施策3 健やかな体を育む教育の推進

○学校体育や外遊びを通して、子どもたちの体位や運動能力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域と連携しながら、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を育みます。

■【主な取組】

- ・子どもたちの運動能力向上のための外遊びの奨励
- ・「さがえ食育の日」実施等による食育の推進
- ・保護者の給食費負担の軽減

■施策4 子どもたちが読書に親しむ教育の推進

- 子どもたちが読書に親しめる機会や学校図書館の充実を図ります。
- 子どもたちが読書力や読書習慣を身に付ける取り組みを推進します。
- 学習における市立図書館活用の推進を図ります。

■【主な取組】

- ・学校図書館の蔵書や資料の充実
- ・学校における朝読書の奨励
- ・おはなし会や読み語りボランティアとの連携の充実
- ・学校図書館と市立図書館等との連携を図る読書活動推進員の配置

■施策5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

- 保護者や地域全体で学校の教育活動を支援する仕組みをつくとともに、地域活性化につなげます。
- 子どもたちの安全を守るため、学校・家庭・地域が連携した安全教育の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・保護者や地域との連携を活かした学校運営協議会・学校評議員制度や学校評価等の充実
- ・コミュニティ・スクールの地域への理解を図るとともにその推進と定着
- ・学校の教育活動を支援する地域コーディネーターの配置促進
- ・学校、企業、地域から構成される教育活動を推進するための組織設立の検討
- ・PTAや見守り隊等と連携した安全教育の推進

※ コミュニティ・スクール：保護者や地域住民、学識経験者、校長、教職員等で構成される学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

第5節 「未来を切り拓く学ぶ力の育成」

■現状と課題

本市では「さがえっこすくすく宣言」を制定し、市民みんなで子どもたちを育む機運が醸成されています。そのような中、幼稚園・保育所・各学校においては、特色ある教育活動を展開しながら学ぶ力の育成が図られております。子どもたち一人ひとりに確かな学力を育てていくことは、これからも最も重要な課題です。

現在、少子化の進展により学校間に児童生徒数の偏りが出てきているほか、中学校校舎の老朽化が進み、教育環境の整備が急務となっています。社会情勢の変化に対応した学校のあり方の検討により、計画的な整備を図る必要があります。

また、発達段階や多様な個性への適切な対応が求められる一方、情報化やグローバル化、将来を見据えたキャリア教育などへの対応、市民と教育に関する情報の共有化、さらには、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、学校における「新しい生活様式」の確立など多くの課題があります。

■政策の取組方向

確かな学力を身に付け、これを基盤として未来を切り拓く資質や能力を高める教育を推進します。

■5年後の目標・指標

・標準学力調査の偏差値平均

小学生 計画策定時 52.9 ⇒ 目標(R7) 53.5

中学生 計画策定時 51.0 ⇒ 目標(R7) 52.5

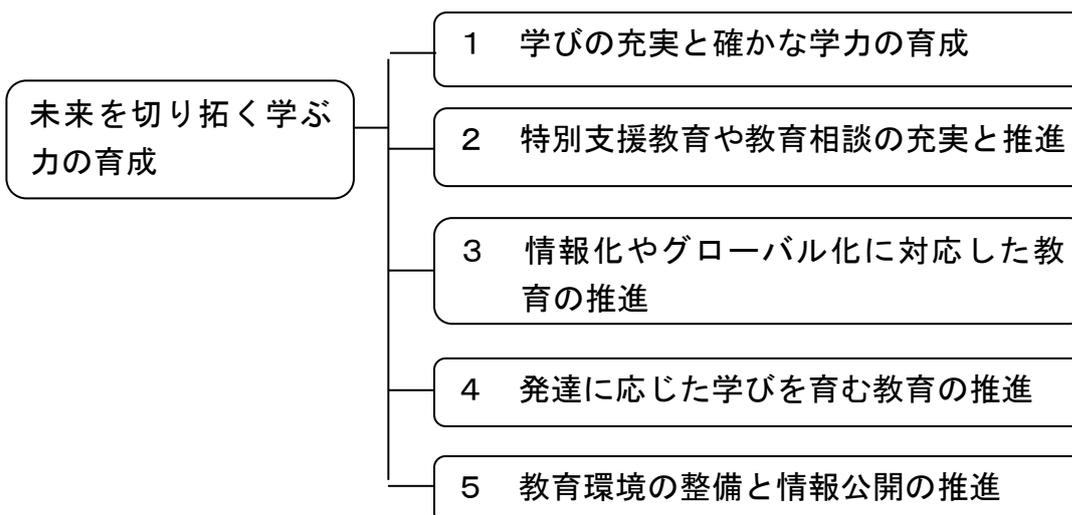
・全国学力・学習状況調査の平均正答率で全国の平均を上回った教科数

計画策定時 4教科(5教科中) ⇒ 目標(R7) 5教科(5教科中)

・英語検定3級相当以上のスコアを取得している中学3年生の割合

計画策定時 33.4% ⇒ 目標(R7) 50%

■政策・施策体系



■施策

■施策1 学びの充実と確かな学力の育成

○学びの実態を客観的に把握し、子どもたちが達成感や満足感を味わえる授業をより一層推進します。

○教員などによる指導体制や児童生徒の学習形態を工夫し、確かな学力を育成します。

■【主な取組】

- ・「なぜだろう」と疑問を持ち、仲間との話し合いなどを通して「できた、わかった」と実感できる探究型学習の推進
- ・協働的な学習の積極的な導入
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業への改善
- ・一人ひとりの理解に応じた学習支援を行い、学力の向上を図る支援員の配置

■施策2 特別支援教育や教育相談の充実と推進

○特別な配慮を必要とする児童生徒への早期からの適切な支援を図ります。

○いじめなどの悩みを相談しやすい教育相談体制の充実を図ります。

○不登校児童生徒にも登校しやすい環境づくりを推進します。

■【主な取組】

- ・特別な配慮を必要とする児童生徒への補助員等の配置
- ・不登校児童との相談や指導の充実

■施策3 情報化やグローバル化に対応した教育の推進

○各学校においてICT（情報通信技術）の積極的活用を図るとともに、情報モラル教育を推進します。

○社会のグローバル化に対応した英語教育や国際理解教育の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・1人1台導入するタブレットや、電子黒板等を活用した教育の推進
- ・プログラミング教育や情報モラル教育の推進

- ・小学校入学時から英語に慣れ親しむ活動や学習の充実
- ・GTEC（スコア型英語4技能検定）導入による英語指導の改善
- ・ALT（外国語指導助手）、AET（外国語指導支援員）による指導の充実

■施策4 発達に応じた学びを育む教育の推進

- 幼稚園や保育所から小学校へ、また小学校から中学校への円滑な移行を推進します。
- さまざまな年代の子ども同士が交流できる機会を充実させます。
- 将来を見据えたキャリア教育を充実し、主体的な進路選択や決定ができるように支援します。

■【主な取組】

- ・幼保小中学校における円滑な移行のための職員研修等の実施
- ・中学校区ごとの小中連携事業の実施
- ・中学校における職場体験学習等の系統的なキャリア教育の推進

■施策5 教育環境の整備と情報公開の推進

- 将来を見据えた望ましい教育環境や学ぶ集団規模の適正化などについての取り組みを進めます。
- 学びを支える学校の施設や環境の整備・充実を進めます。
- 教育情報の公開により、市民と教育情報の共有化を進めます。

■【主な取組】

- ・統合等も含めた望ましい学校のあり方に向けた環境の整備
- ・全普通教室への電子黒板や大型モニター等の設置
- ・家庭での遠隔授業を可能とする環境の整備
- ・トイレ洋式化や空調設備等の充実
- ・ホームページ等による教育情報の積極的な発信

第2章 「活力と交流を創成するまち」

第1節 「魅力と希望のある農業振興」

■現状と課題

農業従事者の高齢化や減少に伴い、中山間地域を中心に生産性の低下や耕作放棄地の増加が進み、これに加え、近年毎年のように発生する大雨などの自然災害、イノシシなどによる鳥獣被害の影響など、農業を取り巻く環境はこれまでに増して厳しい状況です。農業生産の維持や所得の向上による農業経営の安定化を図るため、担い手への農地の集積などを進めるとともに、基盤整備などにより農業環境を整え、農業経営の法人化や新規就農者の確保・育成を進めることが必要です。

本市の主力農作物であるさくらんぼについても、農業従事者の高齢化や収穫時期の短期的な労働力不足により栽培面積と生産者の減少が続いており、持続可能な栽培体系の確立による産地の維持を図っていくことが急務となっています。市場からのニーズが高い「紅秀峰」や令和5年に本格販売を開始する「やまがた紅王」については、これから需要が見込まれる品種であり、引き続き「佐藤錦」からの転換による収穫作業の平準化とブランド力の向上に努め、栽培面積の増加による安定供給を行うことが必要です。

また、本市の水田農業においては、ふるさと納税の返礼品として好調な「はえぬき」や、ブランド化を進めてきた「つや姫」など高い評価を得ています。全国的な食生活の変化から米の需要が減少する中、米価安定を図るため需要に応じた米生産に取り組みつつ、消費者に選ばれる米づくりを継続する必要があります。

その他の農作物においても、農業所得の向上に向けた6次産業化の推進や地域伝統野菜の安定生産と知名度向上による販路拡大などの取り組みが求められています。

■政策の取組方向

担い手への農地の集積などによる生産性の向上、安心して農業が継続できる環境の整備、「紅秀峰」や「つや姫」を始めとした魅力ある農産物のブランド化による販路拡大、新規就農者の確保・育成により、現在ある農産物、農地、そして農村集落をより良くしながら将来へつなげていきます。

■5年後の目標・指標

・担い手への農地の集積率

計画策定時 53% ⇒ 目標(R7) 75%

・遊休農地面積

計画策定時 49.2ha ⇒ 目標(R7) 35ha

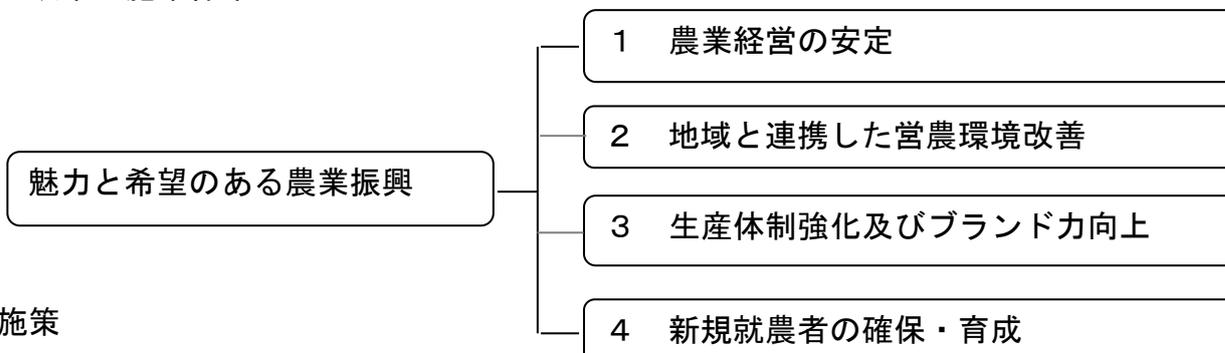
・鳥獣による農産物被害額

計画策定時 57百万円 ⇒ 目標(R7) 45百万円

・紅秀峰・やまがた紅王（山形C12号）の栽培面積

計画策定時 64ha ⇒ 目標 (R7) 80ha
 ・新規就農者数
 計画策定時 86人 ⇒ 目標 (H28～R7 累計) 200人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 農業経営の安定

- 認定農業者をめざす農業者を支援するとともに、将来の地域農業を支えるリーダーの育成を図ります。
- 担い手への農地の集積・集約化を促進し、農業経営の規模拡大による経営効率向上と法人化を推進します。
- 収入保険の加入促進により、自然災害や感染症等の発生による収入減少時のリスク低減を図ります。
- 農作業の効率化や農業環境の安定化を目指し、農地整備事業などの整備の実施を希望する地域を支援します。

■【主な取組】

- ・経営規模拡大や法人化を目指す農業者への総合的な支援
- ・農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の促進
- ・収入保険制度の普及啓発及び加入に必要な条件整備
- ・農地整備事業等の実施に向けた合意形成（柴橋地区等）
- ・作業効率向上に必要なスマート農業や農業機械の導入支援

■施策2 地域と連携した営農環境改善

- 中山間地域などにおける遊休農地、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。
- 地域による鳥獣被害防止体制の整備、鳥獣被害対策実施隊との連携強化を図り、農作物の鳥獣被害を抑制します。
- 鳥獣被害から農業者自ら農地を守るために、必要な支援を行います。
- 自然災害から農地を守るために、排水対策の充実強化を図ります。

■【主な取組】

- ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金による共同活動支援
- ・中山間地域に適した農作物の栽培支援
- ・鳥獣被害防止対策を地域で実施する意識の醸成と体制整備
- ・鳥獣被害防止対策実施隊の体制強化
- ・農業者の狩猟免許取得や電気柵導入等の支援

- ・排水設備の整備

■施策3 生産体制強化及びブランド力向上

- 「紅秀峰」、「やまがた紅王」のブランド力強化と販路拡大を推進するとともに、持続可能なさくらんぼの栽培体系の確立を図ります。
- 需要に応じた米生産による米価安定を図るとともに、「つや姫ヴィラージュ」を始めとした高品質米の生産やブランド化を支援します。
- 寒河江ブランド魅力発信協議会を中心とした農・商・工業者の連携を強化し、伝統野菜などの市産農産物のブランド化による販路拡大及び6次産業化の推進を図ります。
- 地産地消や食育推進活動を強化し、安全で安心な市産農作物の地域内循環を図ります。

■【主な取組】

- ・さくらんぼ生産における労働力確保対策の強化及び省力樹形等による軽労化の推進
- ・「紅秀峰」、「やまがた紅王」の国内におけるブランド確立及び輸出量拡大・高品質米生産のための団地化支援
- ・G I（伝統野菜等の地理的表示）保護制度登録に向けた体制整備
- ・市産農産物を活用した加工品開発等の6次産業化推進
- ・地域や学校等と連携した地産地消や食育推進の環境整備

■施策4 新規就農者の確保・育成

- 就農希望者に対する本市農業の魅力発信を強化し、新規就農者の確保を図ります。
- サポート体制の充実を図り、農業経営の安定に必要な生産技術習得や設備投資の支援などにより新規就農者の育成を図ります。

■【主な取組】

- ・多様な人材が就農しやすい環境整備（農業体験や研修の受入体制整備等）
- ・農業経営開始に必要な施設・機械等の導入支援
- ・経営安定に向けた生産技術習得体制の構築
- ・若手農業者グループへの活動支援

第2節 「新しい生活様式に沿った観光振興」

■現状と課題

コロナ禍、そして収束後における観光振興については、これまでとは大きな変化が想定される観光客の行動様式に対応するため、「新しい生活様式」に沿った受入態勢の整備が重要です。観光客が安心して本市を訪れ、安全に滞在できる環境づくりを進めることで、感染予防対策を図りながら、観光交流人口の拡大を目指していく必要があります。

また、これまで以上に、地域資源の発掘や磨き上げ、市民挙げてのホスピタリティの向上を図ることに加え、観光客のニーズとトレンドを捉えた新鮮な観光情報の発信に取り組み、観光客の満足度とリピート率のアップ（再来型観光）につなげていくことが必要です。

今後の課題としては、観光客の行動範囲の拡大を踏まえ、周辺自治体との連携強化による広域観光の推進、外国人観光客にも対応できる観光案内サービスの充実化を図り、周遊性・利便性の向上につなげていくことが求められています。

■政策の取組方向

「新しい生活様式」に沿った受入態勢の整備、観光資源の発掘や磨き上げ、周辺自治体との連携強化による広域観光の推進などを図りながら、インバウンドを含めた観光交流人口の拡大を目指します。

■5年後の目標・指標

- ・年間観光客数
計画策定時 340万人 ⇒ 目標(R7) 360万人
- ・年間宿泊者数
計画策定時 5.3万人 ⇒ 目標(R7) 5.5万人
- ・年間外国人観光客数
計画策定時 3,600人 ⇒ 目標(R7) 5,000人
- ・観光案内HP・SNSアクセス数
計画策定時 11万回 ⇒ 目標(R7) 15万回
- ・慈恩寺ガイドス施設年間入館者数
⇒ 目標(R7) 10万人

■政策・施策体系

新しい生活様式に沿った観光振興

- 1 安心して訪問・滞在できる受入態勢の整備
- 2 魅力ある観光資源の活用
- 3 観光客の満足度向上
- 4 広域観光の連携強化

■施策

■施策1 安心して訪問・滞在できる受入態勢の整備

○観光客が安心して訪れ、安全に滞在できる「新しい生活様式」に沿った観光施設（環境）の整備に努めます。

■【主な取組】

- ・「新しい生活様式」に沿った宿泊施設・観光施設の整備支援
- ・「新しい生活様式」に沿った観光イベントの実施

■施策2 魅力ある観光資源の活用

○四季折々の豊かな自然・文化・歴史・食など、魅力ある観光資源の活用を図るとともに、新たな観光資源の発掘を進めます。

○「新しい生活様式」に即した交流イベントの実施や、情報発信の強化を図ります。

■【主な取組】

- ・地域資源を活かした観光ルートの整備
- ・自転車等を活用したスポーツツーリズムの推進
- ・四季を通じたイベントの開催
- ・チェリーランド等の観光施設との連携による慈恩寺ガイダンス施設を核とした慈恩寺周辺観光の推進

■施策3 観光客の満足度向上

○ホスピタリティの向上を進め、満足度とリピート率アップを図ります。

○観光案内の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・SNS等を活用した「寒河江ファン」獲得・拡大の取組み
- ・観光客向けの満足度調査

■施策4 広域観光の連携強化

○周辺自治体との連携や、やまがた広域観光協議会の一員として、周遊性のある誘客に努めます。

○インバウンド誘客のため情報発信に努めます。

■【主な取組】

- ・周辺自治体との共同イベントやキャンペーンの開催

- ・「山形どまんなか探訪プロジェクト会議」の事業充実や観光ルートの開発など、広域観光の連携強化
- ・台湾等インバウンド向けのプロモーション展開
- ・外国人対応の観光案内機能の充実

第3節 「賑わいを生む商工業振興」

■現状と課題

中心市街地の商店街については、経営者の高齢化や後継者及び新規起業者不足などにより空き店舗が目立ち、商店街の衰退によるまちの活力の低下が危惧されています。また、中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）の機能充実と整備が求められています。商店などを存続していくためにも、市民のニーズに応えることができ、訪れるのが楽しみになるような店舗経営が求められています。これまでイベントなどの開催により中心市街地の活性化の取り組みを行ってきましたが、今後はさらなる賑わい創出のために若者が楽しめる工夫が必要です。

また、工業振興においては、国内企業を取り巻く情勢が変化してきており、割高な事業コストや内需縮小などにより、海外への生産拠点の移転や国内事業所の集約化が進んでいます。

こうした状況の中、立地環境や特性を踏まえた独自の施策で優良な企業を誘致するとともに、企業間、産業間などの連携や産業観光の推進による魅力ある新たな本市の産業づくりを進めていくことが必要です。

■政策の取組方向

中心市街地の活性化を図るため、商業後継者、新規起業者を支援しながら、商店街の賑わいづくりに引き続き取り組みます。また、地元企業を支援するとともに誘致を進め、安定雇用を図り、市内産業の活性化を目指します。

■5年後の目標・指標

・創業支援者数

計画策定時 35人 ⇒ 目標(R7) 45人

・製品出荷額

計画策定時 1,390億円 ⇒ 目標(R7) 1,530億円

・製造業従事者数

計画策定時 5,125人 ⇒ 目標(R7) 5,400人

・公的支援(※)の活用企業数

計画策定時 245件 ⇒ 目標(R7) 270件

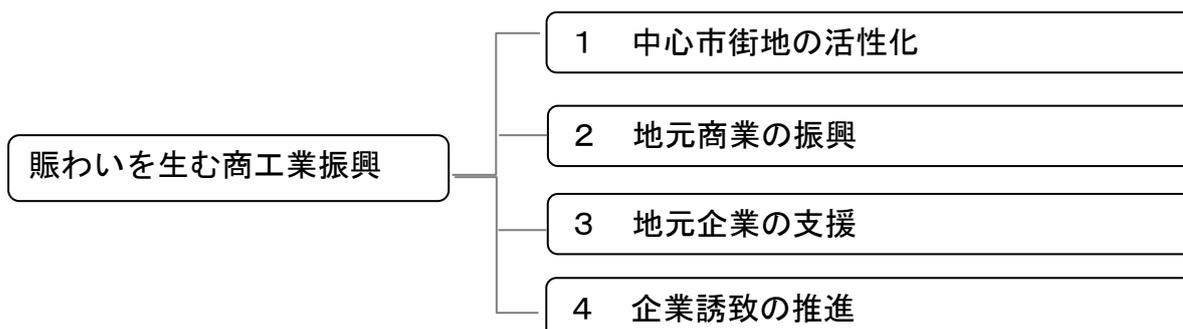
・工業団地の立地企業数

計画策定時 89社 ⇒ 目標(R7) 95社

・中央工業団地の企業誘致に伴う就業者数

計画策定時 4,152人 ⇒ 目標(R7) 4,300人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 中心市街地の活性化

- 空き店舗解消のための店舗の誘致や新規創業を支援し、魅力あふれるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ります。
- マルシェなどのイベント開催による賑わい創出と併せて、中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）の利用促進とチャレンジショップ制度などによる機能充実（店舗拡大）、施設整備を図ります。

■【主な取組】

- ・ 中心市街地活性化に向けた空き店舗対策と情報発信の強化
- ・ 商工会等との連携による経営相談や支援の強化
- ・ 賑わい創出のための誘客イベントの開催
- ・ 利便性向上のための中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）の各フロアの機能充実と施設整備

■施策2 地元商業の振興

- 活力ある地元商業の振興を図るため、インターネット通販なども含めた魅力ある個店づくりを支援します。
- 商店後継者及び新たな起業創業者の育成を図るため、創業支援事業計画に基づき支援を充実します。

■【主な取組】

- ・ 魅力ある個店づくりや商店街の施設整備に対する支援
- ・ 買い物弱者対策など商店街の新たな利用拡大策の推進
- ・ 創業支援事業計画に基づく起業や創業に対する支援

■施策3 地元企業の支援

- 国内外の経済を取り巻く環境の変化に対応した地元企業への速やかな支援の充実を図ります。
- 市外に向けた地場製品の販売支援を強化します。
- 市場ニーズに応える産業の育成支援を図ります。

■【主な取組】

- ・ 経済情勢に対応した地元企業への支援
- ・ 市産品の販路拡大支援とPRの強化
- ・ 産学官連携の強化や産業間連携に対する支援

■施策4 企業誘致の推進

○本市の県内交通の要衝としての地理的条件や農林資源を活かすことが可能な企業をターゲットとした企業誘致を図り、産業の集積化を目指します。特に、雇用拡大につながる製造業などについては、補助制度や固定資産税の優遇措置などを活用しながら、重点的に企業誘致を行います。

■【主な取組】

- ・ 立地優遇策拡大の検討
- ・ 立地調査に基づく新たな工業団地の検討

※ 公的支援：国や県、市町村などが、民間企業や個人に対して経済的に支援すること（例：中小企業振興資金など）

第4節 「雇用の安定と就労環境の充実」

■現状と課題

人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う生産年齢人口の減少などの社会構造の変化は、経済活動の発展に必要な労働力を減少させることから、雇用の安定や就労環境の整備による勤労者の確保が求められています。

不安定な雇用環境などにより若者の離職率が高いことから、これらを改善し職業意識の醸成を図りながら、離職を抑え若者の市内定着と回帰に取り組むことが必要です。また、全国的に男女共同参画社会の実現が求められる中、仕事と生活の両立支援を行い、女性がその能力をさらに発揮できる就労環境を整えていく必要があります。また、高齢者の再雇用も求められています。

子育てなどで一旦仕事から離れた女性や高齢者などの再就職のため、職業能力の向上に対する支援を行うとともに、就労の際の相談体制を充実していくことが必要です。

若者の技能職離れが進む中、技能者の高齢化・後継者不足により伝統的な産業が失われる懸念があることから、後世に優れた技術を伝えて行くためにも、技能職の人材育成と支援が重要です。

■政策の取組方向

厳しい状況にある地域の雇用情勢に対応し雇用機会の充実を図るとともに、生産年齢人口が減少する中で本市の産業を担う人材を確保します。

■5年後の目標・指標

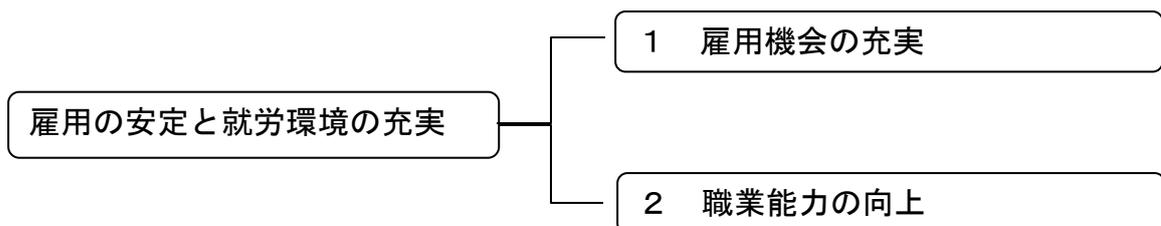
・有効求人倍率

計画策定時 全国：1.47倍、寒河江管内：1.03倍 ⇒ 目標(R7) 全国平均並み

・インターンシップ受入企業

計画策定時 37社 ⇒ 目標(R7) 40社

■政策・施策体系



■施策

■施策1 雇用機会の充実

- 雇用の創出・安定を図りながら、男性も女性も安心して子育てできる職場環境づくりを促進します。
- 企業や学校などと連携を強化し、インターンシップ（職業体験）や新規学卒者などの若者の就職支援、また、その後の定着支援を行うとともに、若者の市内への定着や回帰を図る取り組みを行います。

■【主な取組】

- ・ 正規雇用や若年者の雇用促進に対する支援
- ・ 女性の職場環境改善に対する支援
- ・ 勤労体験等による若者の就労に対する意識向上の取組
- ・ U I J ターン（※）に対する公共職業安定所との連携による就職相談体制の強化

■施策2 職業能力の向上

- 市内企業の多くを占める中小企業を支える人材の育成を図ります。
- 優れた技能と産業を後世に残すためにも、技能者の技能尊重の気風を培い、同時に将来のものづくりを担う若い人材の育成にも取り組みます。
- 再就職を希望する高齢者や子育てなどで一旦仕事から離れた女性が希望する職業につくことを可能にするため、公共職業安定所と連携して相談体制の整備を進めます。

■【主な取組】

- ・ 中小企業の人材育成への支援
- ・ 技能者の技能向上に向けた各種講座の開催や優良技能者表彰等による技能者の育成支援
- ・ 再就職を希望する高齢者や女性のニーズに合った企業とのマッチング支援

※ U I J ターン：大都市等の居住者が地方に移住する動きの総称であり、Uターンは、出身地に戻る形態、Iターンは、出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは、出身地の近くの地方都市へ移住する形態

第5節 「質の高い居住環境づくり」

■現状と課題

本市では、住宅取得等に対する支援や民間による宅地開発の促進効果によって、転入者をコンスタントに確保しており、今後もこの状況を維持していく必要があります。

また、全国的な課題である空き家への対策としては、「寒河江市空き家等対策計画」の策定、民間団体との連携協定の締結、市内全域における空き家の把握調査、空き家相談会の開催など、官民一体となった対策を進めているところですが、空き家の増加傾向は今後も継続していくものと想定され、空き家の流動化を促す取り組みが必要となっています。

さらに、市営住宅の維持管理については、「寒河江市営住宅整備計画」に基づき、陵南地区におけるPFI（※）事業による市営住宅の建設を進めるとともに、既存のひがし団地及び高田団地を計画的に改修し、長寿命化を図っていく必要があります。

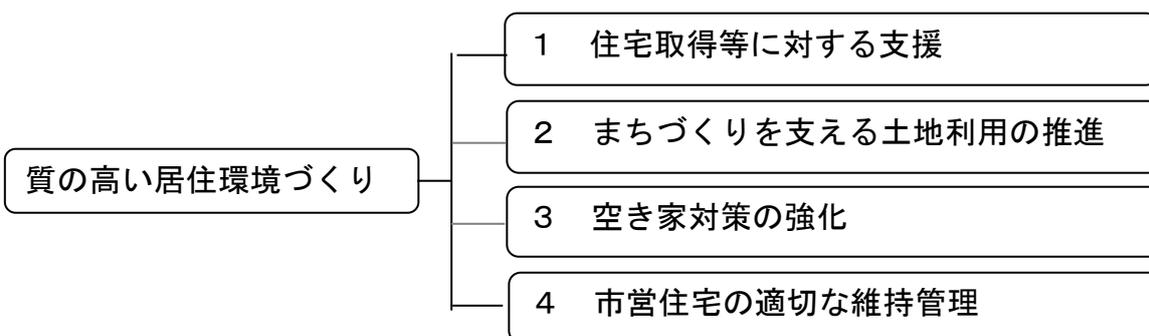
■政策の取組方向

社会情勢の変化に合わせた快適な居住環境を提供し、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

■5年後の目標・指標

- ・既成市街地の市街化率
計画策定時 88.9% ⇒ 目標(R7) 90%
- ・UIJターン者への住宅支援による転入者数
計画策定時 726人 ⇒ 目標(H28~R7 累計) 1,500人
- ・中古住宅（空き家）の流通の推進
計画策定時 8.5件 ⇒ 目標(R3~R7 平均) 10件
- ・老朽空き家の解体促進
計画策定時 3.25件 ⇒ 目標(R3~R7 平均) 8件

■政策・施策体系



■施策

■施策1 住宅取得等に対する支援

- 住宅取得支援の充実により、経済負担の軽減及び定住人口の拡大を図ります。
- 住宅リフォーム支援の充実により、住環境の整備を推進します。

■【主な取組】

- ・子育て世代や転入者への住宅取得支援の充実
- ・多様な世帯（3世代世帯、近居世帯等）への住宅リフォーム支援の充実

■施策2 まちづくりを支える土地利用の推進

- 民間の住宅団地開発へ支援を行い、開発を促進します。
- 市街地未利用地の宅地等への転換を推進し、良好な宅地提供を図ります。

■【主な取組】

- ・民間等による住宅宅地開発への支援
- ・市街地未利用地の宅地等への転換の推進

■施策3 空き家対策の強化

- 空き家相談会を継続的に開催し、ニーズの掘り起こしを図ります。
- 空き家対策の積極的な広報を行います。
- 流通可能な物件は中古住宅として流動化するよう取り引き時の支援を充実します。
- 流通不可能な物件は解体を促進します。

■【主な取組】

- ・各団体と協力した空き家相談会の継続的な開催
- ・パンフレット等を利用した空き家所有者への啓発
- ・中古住宅取引時の支援
- ・空き家解体時の支援

■施策4 市営住宅の適切な維持管理

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存市営住宅を計画的に改修し長寿命化を図ります。

■【主な取組】

- ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づく既存市営住宅の計画的な改修・維持管理

※ P F I : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

第6節 「移住者をはじめとした新たな活力の創出」

■現状と課題

本市の人口は平成18年を境に減少に転じており、今後も死亡数が出生数を上回る状況が続くことが見込まれております。さらに、進学・就職等による転出超過が改善せず人口減少が加速化した場合、地域は疲弊し危機的な状況に陥ることが危惧されます。就学等によって転出する10代後半の転出者数に対し、卒業後に市内へ回帰する転入者数はその半数程度に留まることから、転入者数を改善していく必要があります。

東京一極集中の是正と地方創生のためのさまざまな取り組みが国を挙げて行われており、全国の自治体が地域資源の掘り起こしやPRを積極的に実施しています。

本市でも、自然や産業、歴史文化など市外に誇れる地域資源の魅力を十分に発信し、ブランド化等を戦略的に推し進めていくことで、人口減少に歯止めをかけることが重要です。

■政策の取組方向

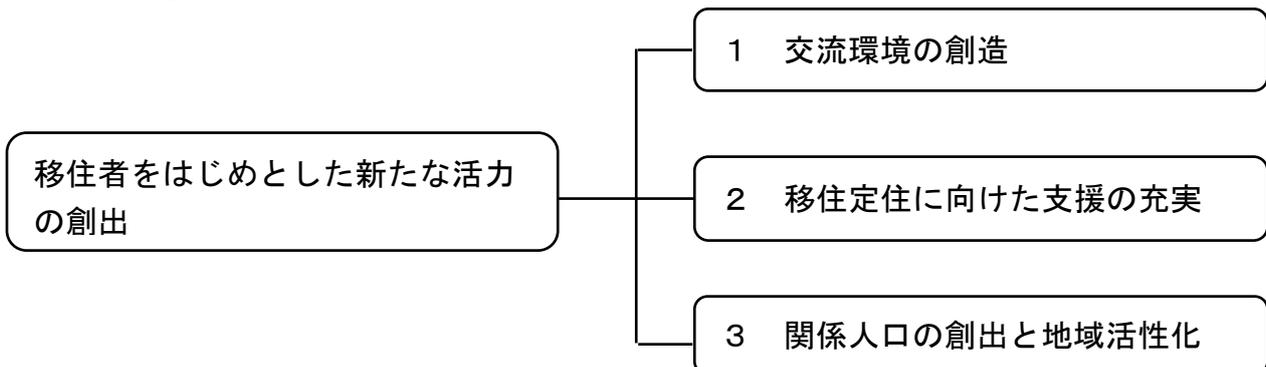
移住定住施策の実施と広域的な情報発信により人の流れを創出するとともに、新たなつながりによる地域活性化に取り組みます。

■5年後の目標・指標

- ・今後5年間の社会動態（転入者数－転出者数）

現状 -243人 ⇒ 目標(R3～R7) 増加

■政策・施策体系



■施策

■施策1 交流環境の創造

- 市外の方が寒河江に関心を持つきっかけとするため、ホームページやSNS等のインターネットや多様な広告媒体を通じて寒河江市の魅力を発信します。
- 移住相談会の開催など相談体制を充実します。

■【主な取組】

- ・移住・交流ポータルサイト等による情報発信の強化
- ・子育て世代を中心にした若者に向けたPRの実施

- ・首都圏等での移住相談会の実施
- ・山形県や近隣自治体と連携した移住施策の展開

■施策2 移住定住に向けた支援の充実

- 市内への移住者をサポートするため、生活面での支援制度を充実します。
- 市内への定住を促進させるため、住宅建築や居住にかかる費用負担を軽減します。
- テレワークの導入による首都圏等からの移住や事業所移転等を促進します。

■【主な取組】

- ・移住者等に対する住宅の建築や購入、リフォームへの支援
- ・Uターン世帯や新規就農者へのアパート等の家賃に対する支援
- ・転入新婚夫婦への引越費用、家賃の支援
- ・学生やUターン者を対象とした奨学金返還支援
- ・移住者に対する県産品の支援
- ・首都圏等から移住・移転等をする個人や企業等のテレワーク実施に向けた支援
- ・首都圏等からの移住者に対する自動車運転免許証の取得費用助成
- ・空き家などを活用したワーケーション（※）への支援

■施策3 関係人口の創出と地域活性化

- 市外に住みながら寒河江に関わる関係人口などの新たなつながりによって、市の活性化を図ります。
- 東京や仙台等の大都市でのネットワークを通して、本市の魅力を戦略的に発信し、新たな関係人口の創出につなげていきます。
- 本市出身者の会やふるさと納税をされた方などとの交流を深め、継続的な関係を築きます。

■【主な取組】

- ・仙台寒河江会をはじめとした市外在住の本市出身者などとの交流の促進
- ・ふるさと納税を利用した方などの新たな関係人口創出への取組みの推進
- ・都市部の学生等の若者の視点による新たなまちづくりへの連携・協力

※ ワケーション：「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方

第7節 「多文化共生社会の実現」

■現状と課題

国際化の進展により市内で生活する外国人は年々増加しており、地域・職場・学校などさまざまな場で快適に暮らしていくための環境づくりが求められています。多文化共生社会の実現のためには、言語・宗教・文化の違いなどを踏まえたうえで、環境整備や円滑な交流を行い、一人ひとりがグローバルな視野で行動していく必要があります。

■政策の取組方向

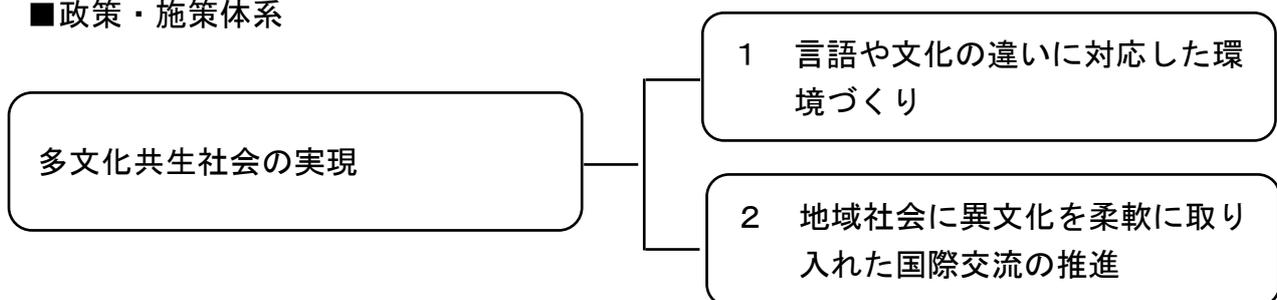
外国人が不自由を感じずに生活するための環境づくりや文化交流の機会を増やします。

■5年後の目標・指標

- ・日本語教室への延べ参加者数

計画策定時 66人／年 ⇒ 目標(R7) 100人／年

■政策・施策体系



■施策

■施策1 言語や文化の違いに対応した環境づくり

○外国人がより快適に安心して暮らせるように、地域や職場、学校などで日常生活のサポートを充実していきます。

■【主な取組】

- ・日本語教室の開催による日常生活の支援
- ・近隣自治体との連携による窓口相談機能の充実
- ・まちなかの多言語表示

■施策2 地域社会に異文化を柔軟に取り入れた国際交流の推進

○国際理解の推進のため、姉妹都市交流のほか民間レベルでの交流を支援します。
○市内在住外国人と市民との交流の枠に留まらず、広域的な文化交流の機会を設けるなど、相互理解の推進を図ります。

■【主な取組】

- ・姉妹都市間を含む諸外国人との交流事業による相互理解の推進
- ・パスポート取得支援などによる国際意識の醸成

第3章 「元気に安心して暮らせるまち」

第1節 「地域見守りネットワークの充実」

■現状と課題

少子高齢化や価値観の多様化などにより、近所づきあいや地域内での絆が希薄化しています。また、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯などの日常生活の支援や見守りが必要な方などの福祉ニーズが多様化、高度化しています。

そんな中、新たな感染症の発生や異常気象等による自然災害の発生確率が高まっているため、地域みんなが支え合い、助け合う仕組みづくりとともに、それらを担う人材の発掘や育成が必要です。

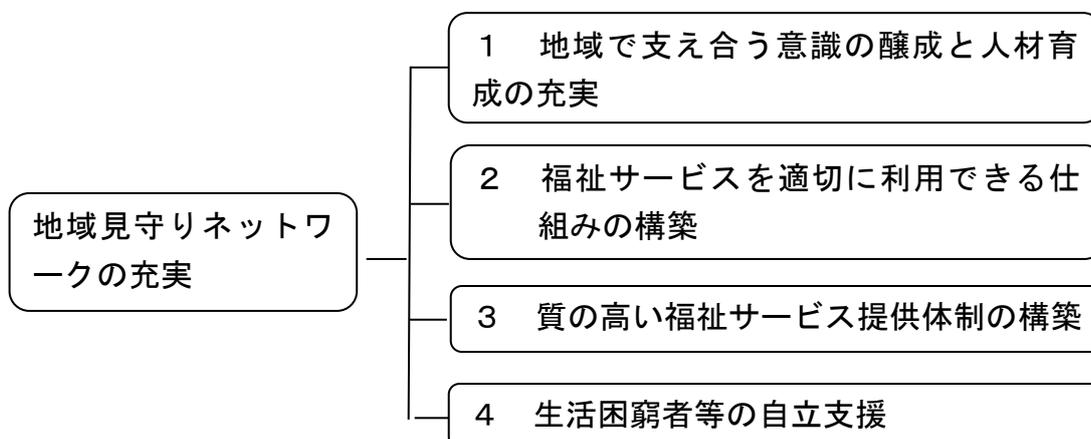
■政策の取組方向

全ての市民が年齢や、性別、障がいの有無にかかわらず地域社会を構成する一員としてその人らしく安心して暮らせるまちづくりを目指します。

■5年後の目標・指標

- ・災害ボランティアセンター運営協力員 計画策定時 29人 ⇒ 目標(R7) 80人
- ・個別避難支援プラン登録率 計画策定時 91.3% ⇒ 目標(R7) 100%

■政策・施策体系



■施策

■施策1 地域で支えあう意識の醸成と人材育成の充実

○新しい生活様式のもと、地域、事業者、行政などが一体となって情報の共有、連携強化を図り、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守るネットワーク体制を構築します。

○地域福祉を推進するための中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を充実させていくために、地域福祉推進員と民生委員児童委員の役割分担を明確にし、連携を強化します。

○多くの市民が、ボランティア活動を中心として地域福祉活動を進められるよう、ボランティアの指導・養成を行うことができる人材を育成します。

○自主防災組織の災害時避難訓練時等において、避難行動要支援者に対する支援が的確に行われるよう避難行動要支援者避難支援プランの個別計画を作成していきます。

■【主な取組】

- ・新たな地域見守りネットワークとして、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守る体制の構築
- ・社会福祉協議会の活動支援
- ・ボランティアセンター活動の強化
- ・個別避難支援プランの作成と関係機関の連携強化

■施策2 福祉サービスを適切に利用できる仕組みの構築

○福祉と健康、医療などの各分野の連携を強化し、包括的な相談・支援が行えるよう窓口の一本化を図ります。

○福祉サービスの情報ガイドブックを作成するとともに、市報、ホームページのほか、SNS等を活用した情報提供の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・福祉サービス利用者の総合窓口の設立
- ・福祉サービス情報ガイドブックの作成
- ・SNS等を活用した情報提供の充実

■施策3 質の高い福祉サービス提供体制の構築

○多様化してきている個別のニーズに対し、的確に対応できるよう福祉事業者、地域及び行政などの関係団体相互の連携を推進します。

○社会福祉法人などに対する指導監査の充実により、福祉サービスの質の向上を図ります。また、第三者評価制度の活用を福祉事業者に促します。

■【主な取組】

- ・福祉サービス事業者、地域及び関係機関等との連携強化
- ・福祉サービス事業者に対する県と連携した指導監督の強化
- ・第三者評価制度の活用促進

■施策4 生活困窮者等の自立支援

○生活保護世帯の自立を図るとともに、生活困窮者の早期発見・早期支援による就労、自立の促進を図ります。

○引きこもり状態にある本人や家族などを支援することにより、本人及び家族などの福祉の向上を図ります。

■【主な取組】

- ・就労や就学等社会復帰支援の推進
- ・民生委員児童委員等と連携した訪問活動の強化
- ・相談支援体制の充実

第2節 「高齢者支援体制の強化」

■現状と課題

高齢化率の上昇、後期高齢者割合の増加及び世帯構成の変化により独居高齢者や高齢世帯等が増加傾向にあり、生活を支えるサービスの需要が増大しています。そのため、地域包括支援センター等の相談窓口体制の強化による支援体制の整備や介護予防と地域で支え合う仕組みづくりの推進が課題となっています。

また、認知症高齢者の増加により、早期の適切な医療や介護サービス利用への支援、地域で見守る体制の強化が課題となっています。

要介護状態になっても自宅での生活を望む人が多い一方、本人の身体状況や家庭環境などにより在宅生活の継続が困難となり、施設での専門的なケアを必要としている入所待機者にも対応する必要があります。

介護給付費については、毎年増加し続けており、安定した介護保険事業運営を行うためには、介護サービスの適正な利用を推進することが必要です。

さらに、人口減少社会により、要介護者を支える介護職員の担い手不足が深刻な問題になっています。介護職の離職防止と人材確保は喫緊の課題です。

■政策の取組方向

介護予防や生活支援サービスの充実を図り、住み慣れた地域のなかで、健康で安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

・元気高齢者づくりポイント制度登録者数

計画策定時 569人 ⇒ 目標(R7) 900人

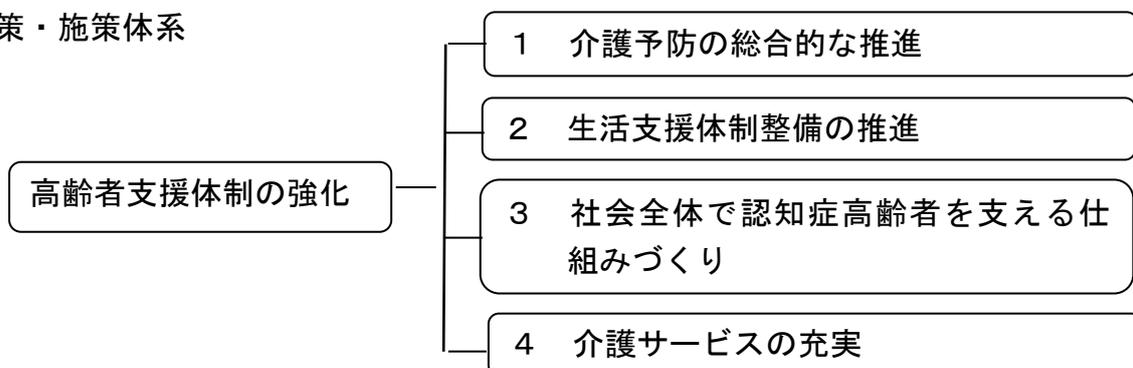
・認知症サポーター

計画策定時 5,865人 ⇒ 目標(R7) 10,000人

・特別養護老人ホーム入所待機者

計画策定時 108人 ⇒ 目標(R7) 50人

■政策・施策体系



■ 施策

■ 施策1 介護予防の総合的な推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- 介護予防の普及啓発、地域で介護予防に取り組める体制を推進します。

■ 【主な取組】

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ・ いきいき百歳体操等の住民主体の介護予防活動の充実
- ・ 介護予防サポーターの育成と活動支援
- ・ 地域包括支援センターの相談窓口体制の強化
- ・ 元気高齢者づくりポイント制度の周知拡大
- ・ 免許返納者への移動支援

■ 施策2 生活支援体制整備の推進

- NPOや住民組織等による多様な生活支援サービスの充実を図ります。
- 日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

■ 【主な取組】

- ・ 生活支援コーディネーターの活動支援
- ・ ボランティア組織や住民組織等による生活支援サービスの支援充実
- ・ 高齢者福祉サービスの充実

■ 施策3 社会全体で認知症高齢者を支える仕組みづくり

- 早期相談や支援体制の充実により適切な医療や介護・福祉サービスの利用に繋がります。
- 認知症の理解を深める普及啓発活動を推進します。
- 認知症高齢者を地域で見守る体制の強化を図ります。

■ 【主な取組】

- ・ 介護や医療の専門家による認知症初期集中支援チームの活動支援
- ・ 認知症カフェ開催等による本人や家族への支援充実
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 認知症サポーターの養成と活動促進
- ・ さがえ無事かえる協力ネットワーク事業の充実

■ 施策4 介護サービスの充実

- 特別養護老人ホーム等の施設サービスの適正な整備を図ります。
- 介護保険事業の適切な運営を推進します。
- 介護職の離職防止及び人材確保に取り組めます。

■ 【主な取組】

- ・ 特別養護老人ホーム等の介護施設の整備
- ・ 円滑で安定した介護保険事業の運営
- ・ 介護事業所連絡会への活動支援
- ・ 国、県等と連携した介護職の離職防止及び人材確保の取組推進

第3節 「共生社会の実現」

■現状と課題

障がい（児）者のニーズは年々多様化し、地域に根差したきめ細やかな相談支援体制の整備が求められています。また、近年増加傾向にある医療的ケアが必要な障がい児や発達障害等に起因する学校での不応等に関する問題について、対応していく必要があります。

さらに、障がい者の社会参加のため、ソフト・ハード両面で社会のバリアフリー化を推進し、施設・設備、サービス、情報、制度などの利用しやすさの向上を図り、さらに多方面での活躍の場を広げていくことが重要です。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、乳幼児期から老年期までライフステージに合わせた支援と地域で支えあう仕組み作りが求められています。

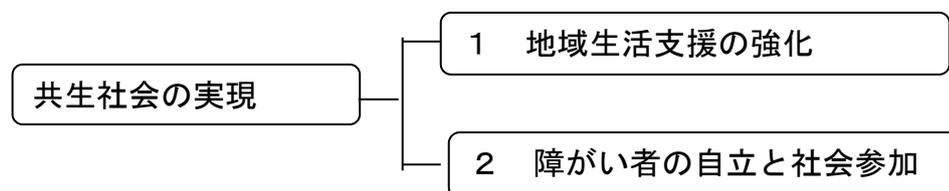
■政策の取組方向

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

■5年後の目標・指標

- ・ 基幹相談支援センターの活用
- ・ 地域生活支援拠点等の整備・活用

■政策・施策体系



■施策

■施策1 地域生活支援の強化

- 基幹相談支援センターを活用し、各関係機関相互の連携を密にして、障がい（児）者個々への連続した支援のための相談体制の強化を図ります。
- 地域における障がい者の生活支援機能を集約した拠点施設（地域生活支援拠点等）の整備・活用を図ります。
- 医療的ケア児支援のために関係機関の協議の場を設けるとともに、コーディネーターを増員し、充実を図ります。

■【主な取組】

- ・ 基幹相談支援センターを活用し、関係機関と連携した相談支援体制の充実強化
- ・ 地域生活支援拠点等の整備・活用
- ・ 児童発達支援センターの活用と、医療的ケア児等に関するコーディネーターの充実強化

■施策2 障がい者の自立と社会参加

- 多様化する障がい（児）者のニーズに対応するため、相談体制を強化するとともに、障がい児への福祉サービスと特別支援教育の充実を図ります。
- 障がい者の経済的自立を図るため、関係機関と連携し、障がい者雇用を推進します。
- 障がい者の自立と社会参加促進のため、各種団体活動の育成と支援を行います。
- 施設・設備などのハード面のみならず、差別・偏見、情報の入手などのソフト面も含めた両面でのバリアフリー化を推進します。

■【主な取組】

- ・障がい児療育、特別支援教育の充実
- ・職業訓練及び福祉的就労の場の確保
- ・障がい者の社会参加促進のための各種団体活動の育成と支援
- ・公共施設等のバリアフリー化の推進

第4節 「健康長寿のまちづくり」

■現状と課題

平均寿命の伸びが見られる中、がん、循環器系疾患、糖尿病などの日常生活に起因する生活習慣病による死亡率は依然として高い状況であり、児童・生徒を含めた若い世代の朝食欠食者の割合が増加しているため、食生活の改善が必要となっています。また、新たな感染症としての新型コロナウイルスの発生により、社会環境が急変し、新たな生活様式の取り組みが必要となりました。

このため、生涯にわたり健康的な生活が営めるよう市民が生活習慣を自ら主体的に改善するための地域活動を支援し、地域社会の協働による健康づくりを進める仕組みづくりが求められています。

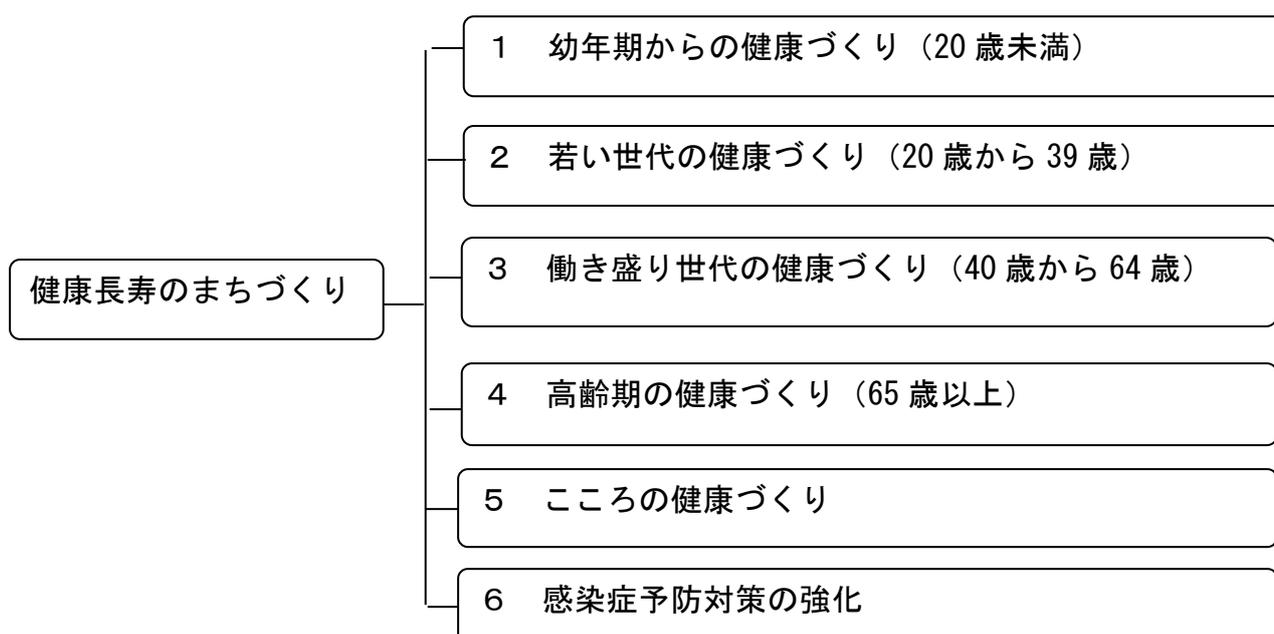
■政策の取組方向

市民一人ひとりが、生涯を通じて、いきいきと健やかに暮らせる地域社会の実現を目指します。

■5年後の目標・指標

- ・ 特定検診受診率 計画策定時 50.4% ⇒ 目標(R7) 60.0%
- ・ がん検診率 胃がん 計画策定時 24.5% ⇒ 目標(R7) 50.0%
- 子宮がん 計画策定時 40.7% ⇒ 目標(R7) 50.0%
- 肺がん 計画策定時 41.7% ⇒ 目標(R7) 50.0%
- 乳がん 計画策定時 42.9% ⇒ 目標(R7) 60.0%
- 大腸がん 計画策定時 36.6% ⇒ 目標(R7) 60.0%
- ・ さがえ市民 100 日健康づくりの達成者 383 人 ⇒ 目標(R7) 1,200 人

■政策・施策体系



■ 施策

■ 施策 1 幼年期からの健康づくり（20 歳未満）

- 幼年期からの望ましい生活習慣の確立を目指し、家庭及び地域で健康づくりを押し進められるよう、地域団体等との連携した普及啓発事業を行います。
- 子どもの健やかな成長のための環境づくりとしての受動喫煙防止対策を推進します。
- 子どもを起点とした健康づくりとして、保護者を対象とした口腔衛生やバランスの良い食事の普及啓発に努めます。

■ 【主な取組】

- ・ 学校保健・地域団体等との連携による食育活動実施
- ・ 乳幼児の保護者を対象とした健康教室の開催
- ・ バランスの取れた食事と規則正しい生活習慣の推進

■ 施策 2 若い世代の健康づくり（20 歳から 39 歳）

- がん予防のための生活習慣改善の普及啓発を強化します。
- 若い世代から、自身の健康管理に関心を持てるよう意識づけを図ります。

■ 【主な取組】

- ・ 企業との包括連携協定による健康づくりの推進
- ・ I C T等の技術を活用した健康づくり事業の実施
- ・ 健康診査問診票等を活用した禁煙指導の実施

■ 施策 3 働き盛り世代の健康づくり（40 歳から 64 歳）

- がん予防や早期発見のため、受診率向上に努めます。
- 生活習慣病の予防として、特に重症化予防を推進します。
- 循環器系疾患及び糖尿病の予防に関する知識の普及促進を図ります。

■ 【主な取組】

- ・ さがえ市民 100 日健康づくり事業の推進
- ・ 山形連携中枢都市圏での連携による健康ポイント事業の充実
- ・ 働き盛り世代にターゲットを絞ったイブニング健診等の受診勧奨の強化
- ・ 健康診査結果説明会の充実（I C T等の活用）

■ 施策 4 高齢期の健康づくり（65 歳以上）

- 生活機能の維持と健康づくり事業の強化を図ります。
- 高齢期の社会参加や生きがいづくりを推進します。

■ 【主な取組】

- ・ 保健事業と介護予防の一体的事業の推進
- ・ 食事と運動を主とした各種健康教室の実施
- ・ 地域での「住民主体の通いの場」の支援

■施策5 こころの健康づくり

○「いのち支える寒河江市自殺対策計画」に基づき、心の相談支援体制の強化を図ります。

■【主な取組】

- ・ 専門医による「こころの健康相談」の実施とフォロー体制の充実
- ・ ウィズコロナ社会に対応した相談体制の整備

■施策6 感染症予防対策の強化

○新型コロナウイルス等新たな感染症に対し、市民への迅速な情報提供と感染防止対策の啓発を図ります。

■【主な取組】

- ・ ホームページやSNS等の活用による感染症に関する速やかな情報提供
- ・ 感染予防及び拡大防止のための啓発と対策強化
- ・ 各種予防接種の接種率向上のための啓発強化
- ・ 医療機関との連携強化

第5節 「いのちを守る地域医療体制の充実」

■現状と課題

地域における医療供給体制については、救急医療や急性期医療、リハビリテーションや慢性期医療、介護医療、在宅医療など、多様な医療ニーズへの対応が求められていますが、これらすべてへの対応は極めて困難であり、加えて、公立病院の勤務医不足は深刻な状況にあります。

国は、2025年以降の少子高齢化や人口減少に伴う医療体制の提供について、新たな課題への対応が求められていることから、地域間の医師偏在の解消等を図るため都道府県において「医師確保計画」を策定し、2次医療圏ごとに安定的に提供できるように地域医療の確保に努めていくこととしています。しかしながら、山形県における医療供給体制は、多様な医療ニーズへの対応が求められるため医師不足は深刻な状況にあります。

公立病院の運営は、診療報酬の減額改定や医師不足などを要因に医業収益の減少による厳しい経営状況が続き、常勤医師の確保、経営健全化対策などが大きな課題となっています。また、寒河江西村山地域においても、将来的に地域医療を継続して維持していくため、必要な診療体制の検討が必要となっており、寒河江市立病院を含めた公立病院のあり方について再検証が求められています。

地域における初期救急体制の維持については、適正受診の普及啓発や休日当番医や救急電話相談の活用促進など、患者に応じ適切な医療体制の構築に努めなければならないが、休日診療は地域医師会との連携のもと在宅当番医制で実施していますが、搬送体制の円滑化が課題となっています。また、夜間診療については、公立病院の当直医への依存度が高く、診療に従事する医師の確保が大きな課題となっています。

■政策の取組方向

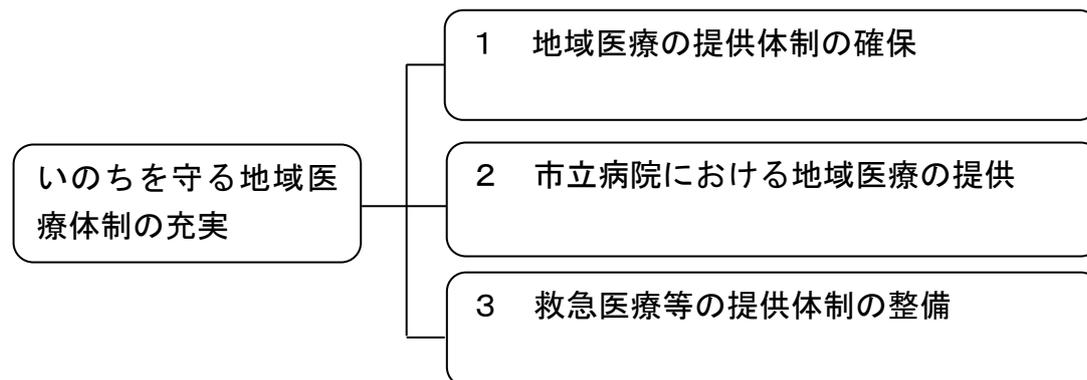
地域の誰もが安心して暮らせる医療体制の確保と安全で良質な医療環境の提供に努めていきます。

■5年後の目標・指標

- ・広域的なネットワークの確立 ⇒ 目標(R7) 新たな枠組みによる連携の確立
- ・市内小児科医 ⇒ 目標(R7) 市内小児科医の維持・確保

| 項目 | 計画策定時 | 目標(R7) |
|-----------|---------|--------|
| ・医業収支比率 | 78% ⇒ | 82.7% |
| ・他会計繰入金比率 | 27.6% ⇒ | 24.2% |
| ・病床利用率 | 85.9% ⇒ | 89.8% |
| ・患者紹介率 | 52.3% ⇒ | 60% |

■政策・施策体系



■施策

■施策1 地域医療の提供体制の確保

- 県の示す「地域医療構想」に基づき、将来の医療需要や必要病床数等、目指すべき医療提供体制の実現に努めます。
- 在宅医療の支援と地域連携の構築のために、医療機関との連携を強め、在宅患者の急変時の受入態勢の確立や訪問診療、訪問リハビリの強化に取り組みます。
- 公立病院の再検証が求められている寒河江市立病院については、県立河北病院との統合を軸に検討を進めていきます。

■【主な取組】

- ・ 県立河北病院や西村山地域内の公立病院との連携強化
- ・ 山形県地域医療構想及び総務省新公立病院改革ガイドラインに基づく取組
- ・ 山形県、山形大学医学部、寒河江市西村山郡医師会との連携強化
- ・ 地域医療連携ネットワークの構築

■施策2 市立病院における地域医療の提供

- 常勤医師を確保し、診療体制の充実を図ります。
- 地域医療を堅守するため、現有施設や設備、医療機器等の安全な保全と維持管理に努めます。
- 退院後における在宅医療の推進、医療と介護の効果的な連携構築による地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 将来的な医療従事者の育成に向け、看護実習の受け入れや訪問看護ステーションとの在宅医療研修・相互実習等の検討を進めます。

■【主な取組】

- ・ 山形大学医学部との連携強化、開業医を含む他医療機関との連携
- ・ 快適な施設環境の提供と医療機器の整備更新
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 在宅医療の提供と支援体制の整備
- ・ 寒河江市西村山郡訪問看護事業団等との連携協力

■施策3 救急医療等の提供体制の整備

○各医療機関等での適正受診の普及啓発に努めるとともに、休日当番医や救急電話相談の活用促進を図ります。また、症状や緊急度に応じ適切な救急医療体制の構築に努めます。

○高度医療や専門的な医療、周産期医療は村山地域全体を一つの医療圏と考え、新たな救急医療の供給体制について検討していきます。

■【主な取組】

- ・ 救急対応及び救急受診の情報発信強化
- ・ 寒河江市西村山郡医師会等の関係機関との連携推進
- ・ 救急医療ネットワークの構築と情報発信
- ・ A E Dの普及促進

第6節 「地域防災力の強化」

■現状と課題

近年、気候変動により大規模な自然災害が頻発しております。本市においても洪水、土砂災害、地震による被害を最小限に抑えるため、災害に強いまちづくりを促進する必要があります。

自主防災組織の組織率は県平均を上回っておりますが、災害時には助け合うことが重要となるため、共助による地域防災力の向上や市内全域での組織化が課題です。

災害時における避難所設置について、風水害や地震など災害に応じた避難所設置や運営体制など、市民が不安なく避難生活ができるよう体制を整備する必要があります。

市民の生命と財産を守るために消防団活動は大変重要ですが、少子化による若年層の減少や就業環境の変化などにより消防団の担い手が減少傾向となっております。機能別消防団員制度（※1）の推進や消防団員が活動しやすい環境づくりによって消防団員確保に取り組めます。

住宅火災による死傷者が生じないよう住宅火災警報器の更なる普及や、消火器設置による火災予防や初期消火体制の充実を図ることが必要です。

本市には地震をもたらす可能性がある山形盆地断層帯が存在しており、建築物の耐震化の促進など防災基盤の整備が急務となっております。

■政策の取組方向

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難するよう市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織や消防団などの地域の防災力強化や、一般住宅の耐震化などにより、災害に強いまちを目指します。

■5年後の目標・指標

- ・自主防災組織率
計画策定時 93.1% ⇒ 目標(R7) 100%
- ・一般住宅の耐震化率
計画策定時 79.6% ⇒ 目標(R7) 95%

■政策・施策体系



■施策

■施策1 地域における防災力強化

○自主防災組織の未組織地域の設立支援のため、説明会、規約などの作成について支援します。

- 自主防災組織毎の防災資機材の整備、組織の活動を支援するとともに若者の参加促進、住民の防災意識向上と防災知識の普及啓発を進めます。
- 地域防災力の中核となる消防団員の確保を図るため、団員が活動しやすい環境整備を進めます。特に消防団協力事業所表示制度（※2）により協力事業所の増加や機能別消防団員の整備を図ります。
- 地域と連携した迅速な避難所設置や的確な避難所運営に対応できる態勢を確立してまいります。

■【主な取組】

- ・自主防災組織のリーダーの養成
- ・自主防災組織活動マニュアルの充実
- ・町内会等や自主防災組織の防災訓練の充実
- ・消防団協力事業所や機能別消防団員による消防団活動の強化
- ・消防施設や装備品の充実
- ・避難所開設運営訓練の実施

■施策2 防災体制の充実

- 災害に関する意識を高め、各家庭での防災意識の向上を図るとともに、一般住宅の耐震化を進めます。
- 災害時または災害の発生が予想される場合に、住民が避難情報等を的確に理解し、迅速に避難行動に移るための情報提供や避難所の機能の充実を図ります。
- 災害時における協力協定を積極的に結び、防災体制整備を図ります。
- 要配慮者（障がい者や高齢者等）に対する福祉避難所等の受入れ体制の整備を図ります。

■【主な取組】

- ・初動対応マニュアル等の各種マニュアルの整備や国土強靱化地域計画（※3）を進めます。
- ・災害時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線の充実や緊急速報メール等での的確に伝達できる体制を構築します。
- ・指定避難所などにおいて、感染症対策などの防災資機材の充実や防災設備の整備を図ります。
- ・避難所の確保等のため、民間企業などとの災害協定締結を推進します。

- ※1 機能別消防団員制度：時間に余裕がなく、全ての活動に参加することが困難な方でも広報団員などの特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動に参加できるようにする制度
- ※2 消防団協力事業所表示制度：勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められる制度
- ※3 国土強靱化地域計画：国土強靱化の観点から、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針となる計画

第7節 「交通事故や犯罪のない地域づくり」

■現状と課題

道路交通環境の整備、安全運転や車両の安全性の確保が進み、また、各種交通安全教室の開催や啓発活動の実施により、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故は増加しています。また、就学前の交通安全教育を行う、地域かもしかクラブの組織、加入者とも減少しています。

地域における防犯活動の推進などにより、市内の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、一方ではネット犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性が高まっています。

消費者生活については、消費生活センターを設置して相談体制の充実と啓発活動を行ってきましたが、全国的に特殊詐欺が多発し、その手口も常に変化し巧妙化しており、高齢者の被害が増加しています。

■政策の取組方向

交通事故や犯罪及び消費トラブルを未然に防止するために、啓発活動や相談業務の充実を図り、安全安心な地域づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

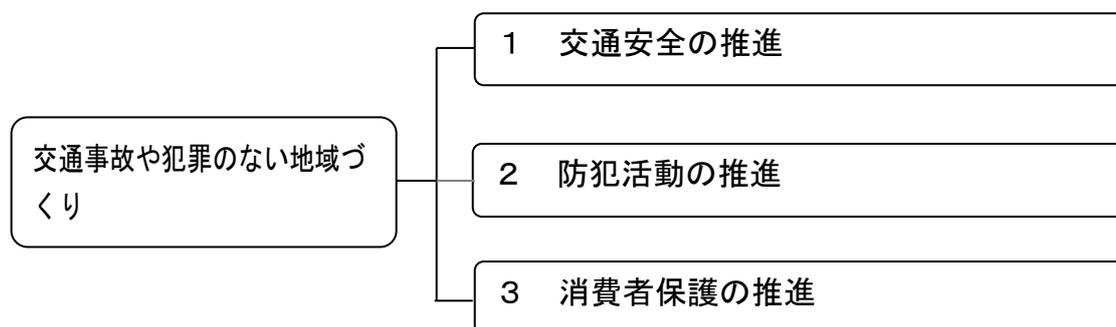
・交通事故発生件数

過去5年間の平均 計画策定時 226件 ⇒ 目標(R7) 発生件数の減少

・犯罪認知件数

過去5年間の平均 計画策定時 148件 ⇒ 目標(R7) 発生件数の減少

■政策・施策体系



■施策

■施策1 交通安全の推進

- 寒河江市交通安全計画の推進を図ります。
- 交通安全専門指導員体制の充実を図り、幼児から高齢者まで生涯にわたる交通安全教育を展開します。
- 交通安全の広報啓発活動を強化するとともに、交通安全関係団体などの活動の充実を図ります。

○少子化などの社会情勢の変化に合わせ、幼児施設との協力連携体制の強化を図り、かもしかクラブの新たな運営体制を構築します。

○高齢者による交通事故の減少・防止対策の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・交通安全計画の策定及び推進
- ・高齢者に対する交通安全教育の強化及び交通事故防止対策への支援
- ・交通安全啓発活動の実施や関係団体への支援
- ・かもしかクラブの新たな運営体制を構築

■施策2 防犯活動の推進

○犯罪防止のための意識の高揚を図り、子どもや女性、高齢者などを犯罪から守る活動を推進します。

○地域住民による安全で安心な地域づくりを推進します。

○公共空間の安全を図るため、防犯灯の整備や道路等の屋外への防犯カメラなどの設置を推進します。

○犯罪の未然防止を図るため、犯罪や不審者情報などの伝達の迅速化や共有化を図る体制を整備します。

■【主な取組】

- ・犯罪防止のための啓発活動や講習会の実施
- ・地区防犯協会への支援
- ・防犯灯のLED化及び道路等の屋外への防犯カメラの設置
- ・情報伝達体制の構築

■施策3 消費者保護の推進

○高齢者などに対する消費者教育の充実を図ります。

○特殊詐欺などの事例に合った相談体制を充実します。

○消費者被害の未然防止のために、迅速な情報提供を推進します。

■【主な取組】

- ・消費生活に関する講習会の実施と的確な情報の提供
- ・消費生活センターの広報と体制強化
- ・県消費生活センターをはじめとした関係機関との連携強化
- ・若年層の消費者に対する消費者教育の実施

第4章 「一人ひとりが力を発揮するまち」

第1節 「市民一人ひとりが主役の地域づくり」

■現状と課題

少子高齢化や核家族化、急激な社会構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会の機能低下や地域住民同士のつながりが希薄となっております。

また、地域が抱える課題を語り合う場と先導するリーダーが不足している地域もあるなど、市内においても地域間の格差が拡大している状況にあり、地域活動に参加する意識と関心の低下や地域を支える人材の不足が課題として挙げられます。

一部地域では、地域資源を活用した多世代間の交流を行うなど、地域活性化に積極的に取り組んでいる団体も見られることから、こうした取り組みを他の地域にも波及させるとともに、交流を促進し、地域の絆を深めていくことが重要です。

■政策の取組方向

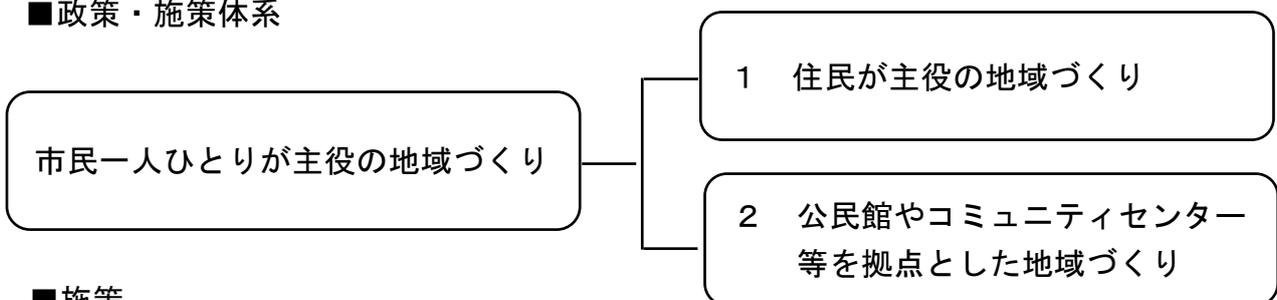
地域に愛着と誇りを持つ人材育成を支援するとともに、地域の特色を最大限に発揮できる環境づくりに取り組みます。

■5年後の目標・指標

- ・地域づくり活動実績件数

計画策定時 10件 ⇒ 目標(R7) 20件

■政策・施策体系



■施策

■施策1 住民が主役の地域づくり

○専門的な知識や技能を有する人材の派遣による支援体制の充実を図り、地域住民の主体的な活動を財政面から支援します。

○市民の声を市政に反映させる仕組みの充実を図ります。

■【主な取組】

- ・地域活性化の実践経験が豊富な外部人材や市職員等の派遣による人的支援
- ・地域課題解決の取り組みに対する財政的支援や実践事例の情報発信
- ・地域の声を市政に反映する公募委員等の登用による市民参画の推進
- ・市民による市政の評価
- ・地域おこし協力隊等による地域活性化

■施策2 公民館やコミュニティセンター等を拠点とした地域づくり

○意欲的に参加できる公民館等の活動を支援します。

○地域活動を支援することで地域コミュニティの維持や強化を図ります。

■【主な取組】

- ・ 公民館分館の活動や整備等の支援及び地区公民館と分館の連携強化
- ・ コミュニティセンターを活用した地域づくり活動への継続した支援
- ・ 地域コミュニティの維持や強化を行う団体をサポート

第2節 「豊かな人生の生きがいづくり」

■現状と課題

市民の自主的な学習活動を支援するため、寒河江さくらんぼ大学などの多様な生涯学習活動や読書の盛んなまちづくり、芸術文化に親しむまちづくりを推進していますが、市民が生涯にわたって学び続けるため、生涯学習の充実と環境づくりを一層進めていく必要があります。

コロナ禍による生活様式の変化や、スポーツニーズの多様化などのスポーツを取り巻く情勢の大きな変化に合わせて、市民が気軽にスポーツに親しむため、スポーツに関わるきっかけづくりや体育施設の整備、スポーツに関する情報発信などの取組を充実させていかなければなりません。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの振興を図る必要があります。

また、本市には国史跡慈恩寺旧境内をはじめとする先人の残した多くの文化遺産があり、その掘り起こしと保護、地域に伝わる民俗芸能の伝承活動に対する支援などが求められています。

■政策の取組方向

市民一人ひとりが、生涯にわたって学び続ける生涯学習・生涯スポーツの充実とその学びが次の世代につながる環境づくりを図るとともに、郷土の歴史と文化を守り、新たな発見と活用、市内外に向けて情報を発信していく取組を推進します。

■5年後の目標・指標

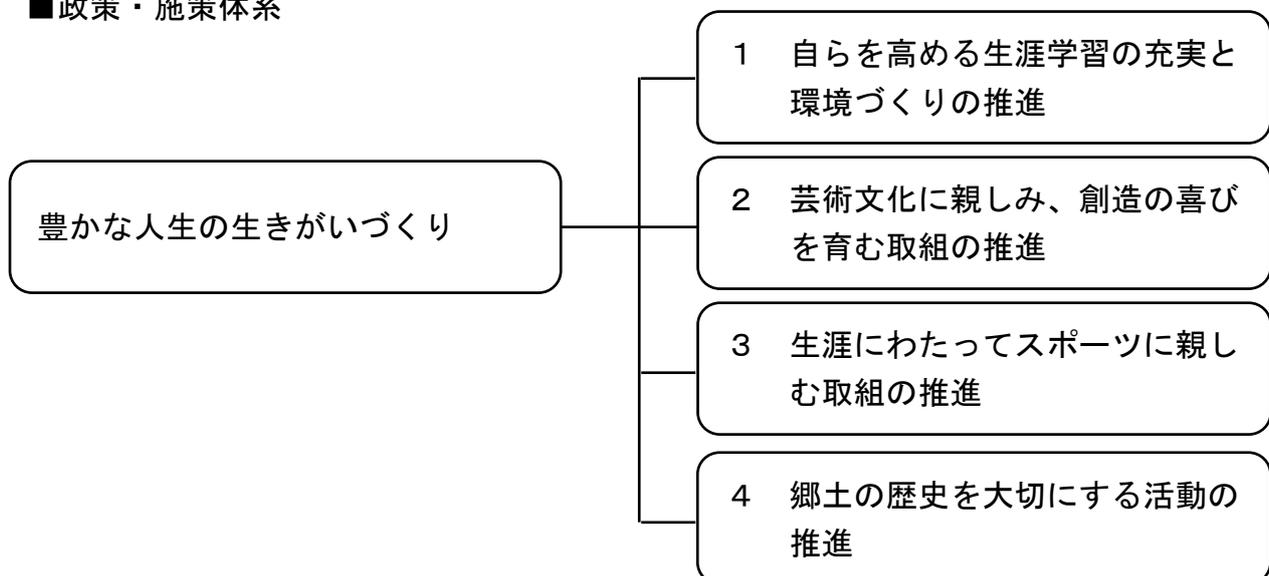
- ・各種講座の年間受講者数

計画策定時 4,107人 ⇒ 目標(R7) 4,200人

- ・体育施設の年間利用者数

計画策定時 189,879人 ⇒ 目標(R7) 205,000人

■政策・施策体系



■施策1 自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進

- 寒河江さくらんぼ大学の充実や市民ニーズにあった学習講座の開設、学ぶ資源の掘り起こしと世代間交流に繋がる学習を行います。
- 乳幼児期からの成長に応じた心に残る本との出会いを大切に、保育所や学校などにおける読書活動を支援します。
- 市民ニーズを踏まえ、市立図書館の図書資料などの整備充実を図るとともに、誰もが気軽に利用しやすい環境整備など利用者サービスの向上を図ります。
- 図書館と読書活動推進員の連携を深め、小中高校生の読書活動を推進します。

■【主な取組】

- ・「寒河江さくらんぼ大学」充実のための大学院の継続設置と自主的運営体制の確立
- ・自主的な学習会に対する支援と学ぶ地域資源の掘り起こし
- ・生涯学習情報の提供と社会教育団体等の活動・育成に対する支援
- ・世代間交流につながる学習活動の推進
- ・市立図書館を核とした乳幼児期からの読書活動の推進
- ・市立図書館の蔵書の充実をはじめとする利用者サービスの向上
- ・学校図書館と連携した読書活動の推進

■施策2 芸術文化に親しみ、創造の喜びを育む取組の推進

- 多彩な芸術文化の鑑賞と体験できる機会を提供するとともに、伝統芸能や市民の芸術文化活動の発表機会の拡充など地域の芸術文化活動の推進を図ります。

■【主な取組】

- ・多彩な芸術文化の鑑賞機会等の提供
- ・芸術文化団体の活動支援
- ・文化施設の整備充実
- ・芸術文化を育み体験できる機会の提供

■施策3 生涯にわたってスポーツに親しむ取組の推進

- 市民一人ひとりが身体の状態やライフスタイルに応じて、気軽にスポーツに取り組む仕組みづくりを推進します。
- トップアスリートを生み出す、競技力向上に向けた取り組みを推進します。
- スポーツの活性化に繋げるため、スポーツ環境の整備と充実を図ります。
- 本市の自然環境や多彩な資源を生かして、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化に取り組めます。

■【主な取組】

- ・スポーツ機会の提供による健康づくりの推進
- ・子どもや若い世代が楽しめる新たなスポーツニーズへの対応
- ・スポーツ団体等との連携による競技力向上の取組
- ・オリンピック等の国際舞台をめざす競技者の支援
- ・良好なスポーツ環境を提供する体育施設の整備充実
- ・スポーツ団体の組織強化と安定運営のための支援

- ・プロスポーツ試合の誘致など観るスポーツの推進
- ・スポーツボランティアなどスポーツを支える活動の推進
- ・スポーツツーリズムの推進
- ・スポーツへの関心を高める魅力ある情報発信

■施策4 郷土の歴史を大切にす活動の推進

- 市史などの発刊や歴史資料の調査研究の成果を積極的に情報発信し、郷土を学ぶ学習に活用します。
- 重要な文化遺産を市の文化財に指定し保護するとともに、指定要件を満たさなくても地域にとって大切な文化遺産を保護するため、文化財の登録制度を創設します。
- 地域の民俗芸能が後世に引き継がれるよう、伝承活動を支援します。
- 「史跡慈恩寺旧境内保存活用計画」と「整備基本計画」に基づき、史跡の整備を計画的に推進します。
- 文化財等を後世に伝え活用していくため、「文化財保存活用地域計画」を作成します。

■【主な取組】

- ・歴史資料の調査収集と市史等の編集、発刊
- ・文化財の調査研究並びに「文化財保存活用地域計画」の作成による文化財等の保存・活用の推進
- ・市独自の文化財登録制度の創設
- ・映像化等による民俗芸能伝承活動の支援
- ・国史跡慈恩寺旧境内の追加指定と保存整備の推進
- ・慈恩寺ガイダンス施設の活用及び郷土の歴史と文化の市内外への発信

第3節 「男女ともに活躍できる環境づくり」

■現状と課題

本市では、平成28年度に策定した「第2次寒河江市男女共同参画計画」に基づき、一人ひとりが、お互いを思いやる気持ちを持ち、個性と能力を発揮しながら、笑顔で暮らせるまちを目指してきました。

男女共同参画社会（※）への関心は徐々に高まっているものの、依然として多くの方の理解が不十分なことから、男女共同参画社会の実現に向けて、企業・家庭・地域での理解を進め、啓発活動や環境づくりに国・県・地域と連携しながら取り組む必要があります。

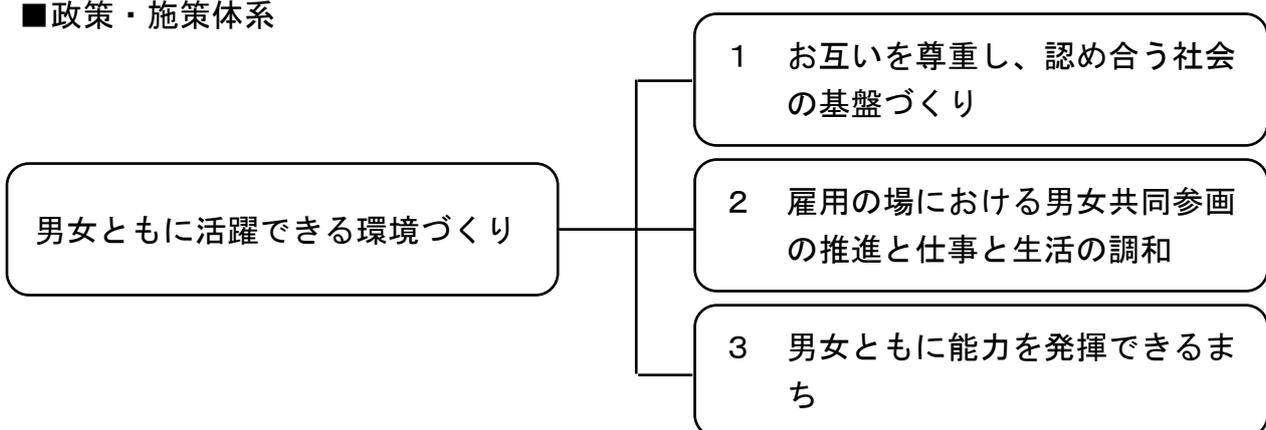
■政策の取組方向

男女共同参画の意識醸成を図り、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境づくりに取り組めます。

■5年後の目標・指標

- ・第1子出産時のパパママスクールに夫が参加する割合
計画策定時 68.5% ⇒ 目標(R3~R7) 80%
- ・育児休業取得率（従業員5名以上の市内事業所）
計画策定時 女性 89.5% ⇒ 目標(R7) 95%
計画策定時 男性 12.8% ⇒ 目標(R7) 20%
- ・市の審議会等における男性委員及び女性委員の比率
計画策定時 男性 70.3% ⇒ 目標(R7) 男性40%以上
女性 29.7% ⇒ 目標(R7) 女性40%以上

■政策・施策体系



■施策

■施策1 お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり

○人権尊重の理念に対する理解を促進させ、性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直しを図ります。

○男女共同参画を推進する教育・学習を充実させます。

■【主な取組】

- ・市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進
- ・男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- ・地域社会における教育・学習の充実

■施策2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 仕事と生活が両立できる職場環境づくりを目指し、雇用の場における男女の均等な機会の実現と待遇の確保を図ります。
- 職業分野での女性の活躍を推進します。

■【主な取組】

- ・ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備
- ・育児休業制度・介護休業制度の普及促進
- ・男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進
- ・再就職等に向けた支援の充実

■施策3 男女ともに能力を発揮できるまち

- 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画を拡大します。
- 地域活動等における女性参加の推進を目指します。

■【主な取組】

- ・行政における政策や方針決定の場での男女共同参画の推進
- ・自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進

※ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第4節 「市民のニーズを捉えた行財政運営」

■現状と課題

ICT（情報通信技術）の進展等、行政需要が複雑化・多様化している中、限られた財源・職員により効率的に施策を進めることが求められています。そのために、変化する市民ニーズに適切に対応し、真に必要な事業に力を集中させていくとともに、民間活力の活用などによる行政事務のさらなる効率化や職員の能力と意欲の向上、わかりやすい組織の構築、多様な情報発信手段に対応するとともに情報発信力を強化し、さらには、市の枠組みにとられない広域連携の推進などに取り組んでいく必要があります。

一方、高齢化に伴い社会保障関連経費が年々増加し、人口減少、生産年齢人口減少や地価の下落による固定資産評価額の逓減などもあり、市税などの収入が伸び悩んでいることに加え、国や県からの補助金も減少しています。

さらに、今後多くの公共施設が更新時期を迎えるため、「公共施設等総合管理計画」に沿って施設の更新、統廃合、長寿命化などを進めていく必要があります。大幅な財政負担の増加が予想されることから、公共施設整備に係る年ごとの財政負担を軽減・平準化するため「個別施設計画」の策定が急務となっています。

このため、ふるさと納税制度などの民間資金の活用により、自主財源の確保を図り、持続可能な行財政運営及び健全財政への取り組みをこれまで以上に進めていかなければなりません。

■政策の取組方向

人々が暮らし、働き、生み育てられる希望のある寒河江を創るため、限られた人材や財源を有効に活用し、長期的な視点に立った健全な財政運営に努めながら、計画的にスピード感を持って、市民の立場に立った温かみのある市政運営を目指します。

■5年後の目標・指標

・「市役所の利用しやすさ」満足度

計画策定時 43.6% ⇒ 目標(R7) 70%

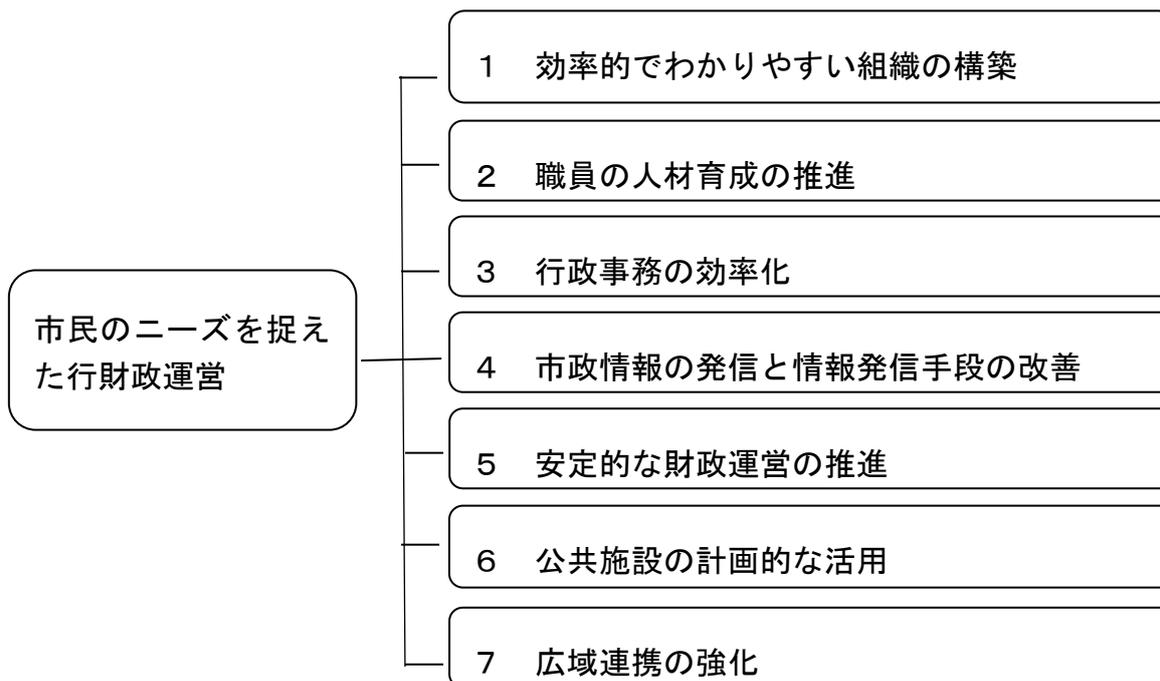
・経常収支比率（※1）

計画策定時 90.9% ⇒ 目標(R7) 90%

・市有施設整備基金積立金

計画策定時 591百万円 ⇒ 目標(R7) 1,500百万円

■政策・施策体系



■施策

■施策1 効率的でわかりやすい組織の構築

○市民目線に立った、市民にわかりやすい組織の構築や市民が利用しやすい窓口体制を整備します。

■【主な取組】

- ・行政需要や重要施策へ柔軟かつ迅速に対応できる組織への改編
- ・市民目線での横断的な事務執行など、柔軟な連携体制の推進
- ・利用しやすい窓口の整備

■施策2 職員の人材育成の推進

○階層別や専門的な職員研修を活用し、職員の能力向上を図ります。

○適正な人事評価により職員の意欲向上を図ります。

○多様な働き方の導入を推進します。

■【主な取組】

- ・積極的な職員研修及び他団体等への派遣・人事交流
- ・人事評価制度の適正な運用
- ・在宅勤務の取組の推進

■施策3 行政事務の効率化

○民間活力の活用のほか、AI、RPA（※2）など、ICTの効果的利用を推進します。

○事務事業のスクラップアンドビルドを進め、行政運営の効率化を推進します。

■【主な取組】

- ・業務へのA I、R P Aの導入
- ・業務の民間委託や指定管理者制度の導入拡大
- ・文書管理システムの有効活用とペーパーレス化の推進
- ・行財政改革アクションプランによる業務改善の実施
- ・電子申請、押印廃止等による手続きの利便性の向上
- ・各種証明書のコンビニ交付の実施

■施策4 市政情報の発信と情報発信手段の改善

○市政情報の発信と情報発信手段の改善を図ります。

○市のイメージアップを図るため、戦略的なシティプロモーション（※3）を推進します。

○寒河江のブランド力の向上を図ります。

■【主な取組】

- ・S N S等の活用推進
- ・シティプロモーション戦略の推進
- ・ふるさと納税の返礼品の充実
- ・市統一ブランドの構築
- ・情報化推進計画の策定

■施策5 安定的な財政運営の推進

○将来を見据えた健全財政及び持続可能な財政運営に努めます。

○戦略的な市債の借入を実行することにより、将来の財政負担の縮減を図ります。

○ふるさと納税制度をさらに推進するとともに、税収減の抑制策の実施により、安定した自主財源の確保を図ります。

■【主な取組】

- ・事務事業の見直しの徹底
- ・企業会計や特別会計への繰出金の適正化
- ・ふるさと納税の推進と市税収納率向上による歳入の確保
- ・わかりやすい財政状況の公表による財政状況の透明化

■施策6 公共施設の計画的な活用

○人口減少などによる施設の利用需要の変化に対応するため、広域的な利用体制の構築などの公共施設の計画的な運営体制構築の検討を進めます。

■【主な取組】

- ・「寒河江市公共施設等管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定
- ・P F I（※4）・P P P（※5）などの民間活力との協働による施設整備の推進
- ・未利用財産の活用及び処分

■施策7 広域連携の強化

○広域的な地域課題の解決及び地方創生の推進のため、他市町村との政策連携、事務連携、各種研究などを通して、協力体制の強化を図ります。

■【主な取組】

- ・他市町村との連携推進
- ・山形連携中枢都市圏における連携事業の検討と推進

- ※1 経常収支比率：財政構造を判断する指標で、毎年経常的に収入される財源（市税、普通交付税等）が、毎年経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費等）にどの程度充当されているかの割合であり、数値が高いほど、財政にゆとりがないとされます。
- ※2 RPA：これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの
- ※3 シティプロモーション：地域の活性化を図るため、地域住民に愛着を持ってもらうことや地域外における認知度の向上により交流人口等の増加を図るため、地域のイメージ向上やブランドの確立を目指す広報や営業活動などの取り組み
- ※4 PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- ※5 PPP：行政と民間が連携した官民連携手法

第5章 「便利で快適に生活できるまち」

第1節 「心地よい都市空間づくり」

■現状と課題

本市は、最上川・寒河江川が流れ、朝日連峰、奥羽山脈、月山、葉山に囲まれた、景観に優れた自然環境豊かな街並みを有しております。これまで、この豊かな自然環境を活かし、人々の憩いの場として、寒河江公園、最上川寒河江緑地などの都市公園整備を行ってまいりました。都市公園については、市外から訪れる人との交流の場としてもその役割が期待されており、チェリーランドや慈恩寺等の観光施設と一体となった公園施設の面的活用及び遊歩道等の整備による回遊性の向上を図っていく必要があります。

本市のランドマークである長岡山の寒河江公園は、市を代表する観光地の一つであり、平成29年にアクセス道路（県道26号線側）が完成しましたが、今後も、歴史と文化の中心的シンボルとして総合的な整備が必要です。近年、植生の劣化が著しい状況にあり、つつじを中心とした植生の再生・維持・管理の一層の充実を図る必要があります。

また、寒河江公園と同様、住民生活に身近な公園施設では老朽化が進んでおり、設備の更新など、子どもから高齢者まで安全・安心に遊ぶことができる地域住民のニーズにあった公園づくりが求められています。

併せて、社会構造や市民ニーズの変化に対応した機能的な都市基盤の充実を図るとともに都市機能や景観等においても秩序ある土地利用を誘導する方策が必要となっております。

■政策の取組方向

自然空間と調和した、誰もが親しみを持ち、憩いと安らぎを感じる都市空間を形成します。

■5年後の目標・指標

- ・寒河江公園の年間利用者数

計画策定時 284,500人 ⇒ 目標(R7) 350,000人

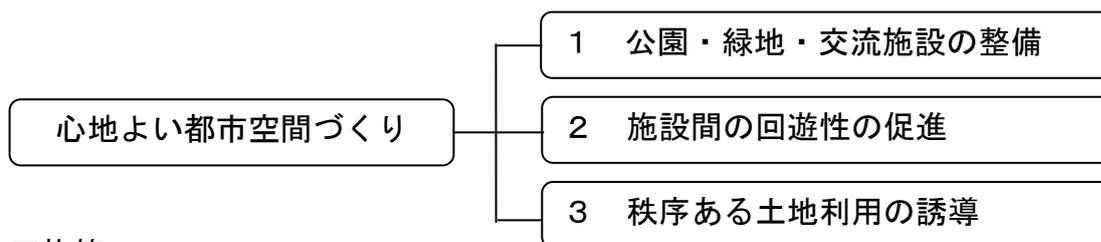
- ・最上川寒河江緑地の年間利用者数

計画策定時 33,702人 ⇒ 目標(R7) 50,000人

- ・年間観光客数

計画策定時 340万人 ⇒ 目標(R7) 360万人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 公園・緑地・交流施設の整備

- ランドマークである長岡山の寒河江公園、観光拠点であるチェリーランド、最上川に隣接するチェリークア・パーク、最上川寒河江緑地などの大規模施設は、市民の憩いの場及び交流人口拡大の場として機能充実を図ります。
- 子どもから高齢者までみんなが安心して利用できるよう、公園・緑地・交流施設の整備を促進します。

■【主な取組】

- ・「寒河江公園整備計画」に基づいた整備の促進
- ・つつじの開花状況を改善するための複数年にわたる切れ目のない管理（株の更新・補植などの大規模な手入れを含む）の検討
- ・チェリークア・パークと最上川寒河江緑地の利用拡大のための施設整備
- ・チェリーランドの再整備
- ・公園等の計画的な整備及び維持管理のさらなる充実（「公園長寿命化計画」を策定後、補助事業を活用し施設の修繕・維持を行う。）
- ・新市民浴場の整備

■施策2 施設間の回遊性の促進

- 水辺空間や周辺景観を楽しみながら散歩ができる遊歩道などを整備し、施設間の回遊性を促進します。

■【主な取組】

- ・「寒河江川桜回廊整備事業」による整備促進
- ・「寒河江地区かわまちづくり計画」による整備促進

■施策3 秩序ある土地利用の誘導

- 人口減少、経済活動向上などに対応し、自然と調和した計画的なまちづくりに向け、土地の高度利用の推進を図るとともに、「都市計画マスタープラン」に基づき住宅地用地など市全体の秩序ある土地利用を誘導します。

■【主な取組】

- ・「都市計画マスタープラン」の見直し
- ・計画に基づく土地利用の推進

第2節 「人と自然が共生するまちづくり」

■現状と課題

核家族化の進行、食生活、消費生活の多様化等の要因により、ごみの排出量の増加が続いており、リデュース、リユース、リサイクルの3R活動を推進し、ごみの減量化、再資源化を行うことが求められます。

自然環境に対する意識、モラルの低下により廃棄物の不法投棄が後を絶たないため、不法投棄防止のための広報、啓発、パトロール等監視体制を強化する必要があります。

近年、カラスやムクドリなどの飛来による道路の汚染や、無責任なエサやりによる野良猫等の増加、クマやイノシシによる果樹被害等、生物が原因となる住環境の悪化が増えています。

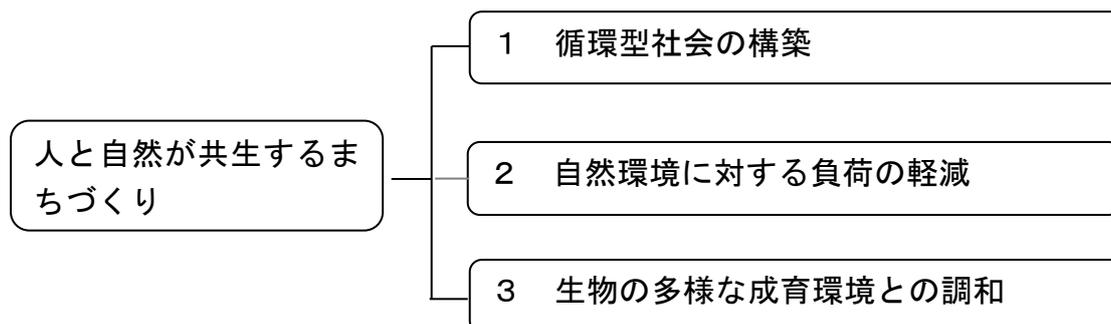
■政策の取組方向

ごみの減量化、不法投棄の防止及び身近な環境保全意識の醸成による快適な生活環境の創出と生物の多様な成育環境との調和を図ります。

■5年後の目標・指標

- ・ 1日のごみ排出量 計画策定時 862g／日 ⇒ 目標(R7) 820g／日
- ・ 資源化率 計画策定時 7.1% ⇒ 目標(R7) 7.9%

■政策・施策体系



■施策

■施策1 循環型社会の構築

- ごみ処理基本計画を推進し、廃棄物の発生を抑制するための情報提供を図ります。
- 資源化を促進するため、ごみ排出時の資源ごみ分別の徹底を図るとともに、集団資源回収を実施する団体などを支援します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進のための総合的な施策を展開します。

■【主な取組】

- ・ごみの減量化の推進と分別、リサイクルの普及・促進
- ・西村山広域行政事務組合との調整による、資源ごみ回収体制の拡充
- ・集団資源回収団体の育成支援
- ・店頭回収等の民間事業の利用拡大

■施策2 自然環境に対する負荷の軽減

○廃棄物の不法投棄を撲滅するため、啓発や広報に努めるとともに、パトロールなどにより監視を強化します。

○環境基本計画の推進により、親しみやすい水辺環境を整備するとともに、周辺環境や水質の保全を図ります。

■【主な取組】

- ・市民一斉クリーン作戦の継続実施
- ・不法投棄防止啓発及び監視の強化
- ・水環境保全啓発事業の実施

■施策3 生物の多様な成育環境との調和

○猫等の適正飼育に関するマナー啓発・広報を実施します。

○カラス等の飛来による生活環境の保全に取り組みます。

○クマやイノシシなどの野生鳥獣の適正な個体数維持、自然保護を推進します。

■【主な取組】

- ・猫の不妊・去勢手術補助金の継続実施
- ・カラス等の飛来抑止対策の強化
- ・狩猟免許取得者等の確保や関係団体の支援

第3節 「地球温暖化防止に取り組むまちづくり」

■現状と課題

地球温暖化の影響は、集中豪雨による災害の発生や生態系の異変等、私たちの暮らしや経済活動に大きな影響を与えています。寒河江市の至近にある気象観測地点、山形市の年平均気温は、1890年から2017年の統計期間の間に100年あたり1.2度の割合で上昇しています。さらに、仙台管区気象台の「東北地方の地球温暖化予測情報（2019年2月公表）」によると、将来の気候（2076年から2095年）では、日降水量100mm以上の大雨がほぼ毎年起こると予想されており、地球温暖化防止活動への対策が急務となっています。

■政策の取組方向

地球温暖化対策としてゼロカーボン（※）を目標に、省エネルギー活動を推進し、再生可能エネルギーの普及拡大により温室効果ガスの削減を図ります。

■5年後の目標・指標

・太陽光発電設備導入容量

計画策定時 6,911 kW ⇒ 目標(R7) 9,000 kW

■政策・施策体系



■施策

■施策1 省エネルギー活動の推進

○家庭からの温室効果ガスの削減に向けた意識啓発を推進します。

○事業者に対し、省エネルギー活動を実施するよう啓発していきます。

○小中学生に対し、省エネルギーに関する意識を醸成するための啓発、教育の充実を図ります。

■【主な取組】

- ・「CO2削減家庭のアクション」の実施
- ・防犯街路灯のLED設置事業の継続実施
- ・エコドライブ講習会や地球温暖化対策講演会の実施
- ・小中学生向けの省エネルギー教育の実施

■施策2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 家庭での太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器の普及拡大を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入、利用について情報提供を推進します。

■【主な取組】

- ・再生可能エネルギー設備導入事業の支援
- ・再生可能エネルギー利用検討委員会による検討会の開催

※ ゼロカーボン：2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること

第4節 「交通ネットワークの整備」

■現状と課題

人口減少時代を迎える中、社会構造や住民ニーズの大きな変化に対応するため、都市機能の集約や集落間を結ぶ道路整備と併せ、近隣都市との交流人口拡大を図る道路ネットワークの構築が必要です。

市民の安全安心な生活を維持するためには、老朽化が進む道路や橋りょうなどの都市基盤施設の長寿命化と計画的な維持管理が必要です。冬期間の良好な交通環境の維持に加え、よりきめ細やかな除雪の実施など、市民ニーズに対応した取組が必要です。

現在、本市の公共交通は、JR左沢線のほか民間事業者による路線バスが運行されており、主に高校生の通学等に利用されていますが、公共交通の利用が不便な地域においても市民の交通手段を確保していく必要があります。そのため市では、平成23年11月から、デマンド型交通として、交通空白地帯5地区（田代地区、幸生地区、醍醐・三泉地区、谷沢地区、中郷地区）を対象にデマンドタクシーを運行するほか、平成28年12月からは市内循環バスの本格運行を開始し、主に高齢者等の日常の交通手段として定着しています。

今後の課題としては、少子化の進展に伴う高校生等の減少を見据え、JR左沢線の安定的な運行を維持するため、新たな路線利用者の確保を図る必要があります。また、近年は、運転免許の自主返納者が増加傾向にあり、公共交通の利用ニーズは高齢者を中心に更に拡大していくことが予想されるため、多様なニーズに応じた利便性の高い公共交通網の整備が求められています。

■政策の取組方向

人口減少や高齢化社会への対応を見据え、道路環境の構築を図るとともに、交通ネットワークを整備することにより、便利で快適に生活できるまちを目指します。

■5年後の目標・指標

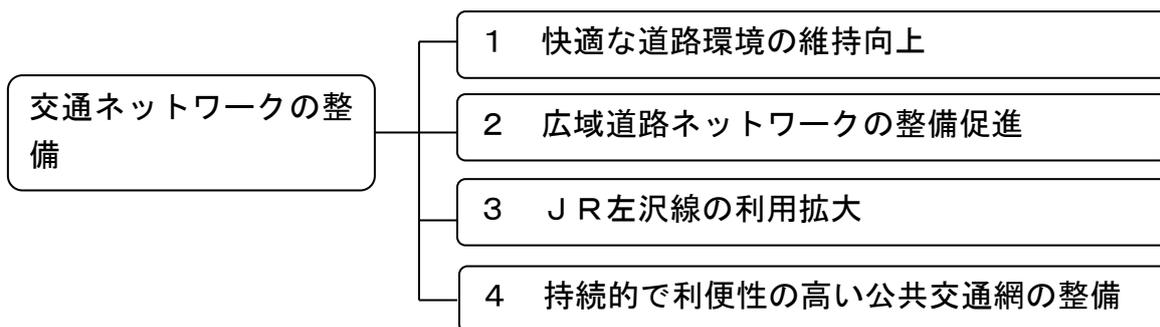
- ・生活道路の整備率

計画策定時 85.7% ⇒ 目標(R7) 86%

- ・市が運行する公共交通サービスの年間利用者数

計画策定時 9,558人 ⇒ 目標(R7) 13,000人

■政策・施策体系



■施策

■施策1 快適な道路環境の維持向上

- 市民が満足する快適な道路環境の維持向上のため、劣化が進む道路施設及び橋りょうの計画的な整備を進めるとともに、冬期間のきめ細やかな除雪対応を図ります。
- 円滑な交通環境の構築を図るため、都市計画道路をはじめ、アクセス道路、生活道路等の計画的な整備を進めます。
- 市内の地域間の交流・連携を図るため、中心市街地を囲む内回り環状線の整備を促進します。
- 安全で快適な自転車通行空間を確保するため、自転車の利用環境の整備を進めます。

■【主な取組】

- ・道路施設長寿命化計画に基づく道路施設の維持管理
- ・橋梁長寿命化計画に基づく橋りょうの維持管理
- ・雪押場の確保や除雪車両運行管理システムによるきめ細やかな除雪対応
- ・公共事業整備優先順位基準に基づく環境整備
- ・都市計画道路の整備促進
- ・「寒河江市自転車ネットワーク計画（※）」の推進

■施策2 広域道路ネットワークの整備促進

- 周辺地域をはじめとする地域間交流を促進するため、国道112号をはじめ、国道458号、国道287号、主要地方道天童寒河江線、天童大江線の整備促進を図り、交通環境の維持向上に向けた取組を推進します。
- 国道458号から平塩地内を経由し市内工業団地に至る道路の交通環境の向上を図るため、狭隘な「平塩橋」の架替整備促進に取り組みます

■【主な取組】

- ・関係市町村と一体となった早期整備の促進要望活動

■施策3 JR左沢線の利用拡大

- JR左沢線の利用拡大を図るため、沿線自治体との連携を強化し、列車の増便・増結や山形新幹線との乗り換え時間の短縮など、利便性を向上させます。

○JR左沢線と連携した観光企画の実施及び観光情報の発信等により、観光客等の新たな路線利用者を増やします。

■【主な取組】

- ・ 利便性向上のためのJR東日本に対する要望活動
- ・ 観光客等の新たな路線利用者を確保するための取組強化

■施策4 持続的で利便性の高い公共交通網の整備

○市内循環バス及びデマンドタクシーにおける利用状況等の分析を通し、持続的で利便性の高い運行を可能とするための改善を図ります。

○本市と近隣自治体を跨いだ広域的な公共交通サービスの導入を推進します。

○現在の公共交通サービスを維持するために路線バスに対する支援を行います。

■【主な取組】

- ・ 市内循環バス及びデマンドタクシーの継続運行及び利便性の向上
- ・ 広域的な公共交通サービスの導入に係る近隣自治体等との協議・連携
- ・ 路線バス運行に対する支援

※ 寒河江市自転車ネットワーク計画：安全で快適な自転車通行空間の効率的かつ効果的な整備を進めるため、平成31年3月に策定した推進計画

第5節 「生活を守る上下水道の整備」

■現状と課題

本市の水需要は、人口減少、企業の地下水利用の増加及び節水型の機器の普及により減少傾向が続くことが予想され、これに伴う料金収入の減少も想定されま

す。
一方、水道施設の老朽化は故障や漏水の原因となることから、法定耐用年数を

目途とした更新や財源の確保が求められています。
また、東日本大震災や集中豪雨による断水を教訓とし、非常時でも市民生活や

水道施設への被害を最小限に抑えるための水道施設の強靱化や、水質のさらなる

安全性の確保が求められています。
下水道は、快適な生活環境の確保や水質保全、雨水の排除などの役割を有する

都市施設であり、近年では、自然現象や社会情勢の変化によりその役割が多様化

しています。
水洗化率の向上は、生活環境改善や水質保全に直結することから、公共下水道

や合併浄化槽の整備を推進するとともに、普及対策を強化していくことが必要で

す。また、近年は局地的豪雨を原因とした冠水が発生しており、気象の変化に対

応した雨水排水路の早急な整備が求められています。
継続的な汚水処理を行うため、供用開始から36年を経過し老朽化した施設や

汚水管路の計画的な維持管理体制を構築することが必要です。また、市浄化セ

ンターは修繕、更新等に多額の費用がかかることから、広域化・共同化による

コスト縮減に向けた検討が必要です。

■政策の取組方向

すべての市民へ安定的に安全で安心な水を将来にわたって供給するとともに、

安らぎと潤いのある快適な生活環境づくりを目指します。

■5年後の目標・指標

・上水道管耐震化率

計画策定時 25.2% ⇒ 目標 (R7) 32%

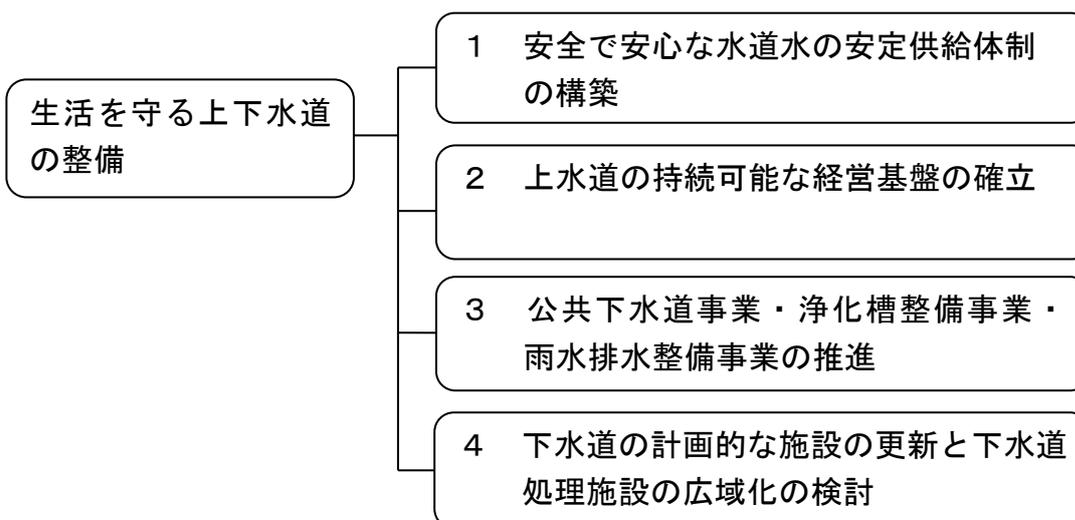
・上水道の有収率 (※)

計画策定時 88.6% ⇒ 目標 (R7) 92.4%

・市内全域における公共下水道・合併浄化槽による水洗化率

計画策定時 82.5% ⇒ 目標 (R7) 88.3%

■政策・施策体系



■施策

■施策1 安全で安心な水道水の安定供給体制の構築

- 寒河江市水道ビジョンの水道施設更新計画に基づき、機械設備、導水管、送水管及び配水管の耐震性の強化及び長寿命化に取り組みます。
- 安定水源確保のため、自己水源の更新を行います。
- 水質検査と水質向上対策により、安全で安心な水を供給します。

■【主な取組】

- ・導水管、送水管及び配水管の耐震化、長寿命化の推進
- ・更新計画に基づいた効率的な水道施設の更新
- ・深井戸の更新等による自己水源の強化
- ・水質検査及び放射性物質の調査及び結果の公表

■施策2 上水道の持続可能な経営基盤の確立

- 水道ビジョンなどによる水道施設の計画的な整備を進めます。
- 有収率の向上に取り組み、給水コストの軽減を図り、事業の健全で長期的な運営を可能とする経営基盤を確立します。
- 大規模災害による施設被災の早期復旧のため自己資金を確保します。

■【主な取組】

- ・効果的な漏水調査の実施と迅速な修繕による有収率の向上
- ・事業コストの縮減

■施策3 公共下水道事業・浄化槽整備事業・雨水排水整備事業の推進

- 市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や合併浄化槽の整備を推進し、水洗化率を向上させます。
- 計画的な雨水排水路整備により冠水箇所の解消を図ります。

■【主な取組】

- ・公共下水道の整備

- ・浄化槽及び排水管整備の推進
- ・公共下水道、合併浄化槽の普及対策の強化
- ・雨水排水路整備の推進

■施策4 下水道の計画的な施設の更新と下水道処理施設の広域化の検討

- ストックマネジメント計画に基づく施設管理の充実と、定期診断による緊急度に合わせて修繕を実施し、施設の長寿命化を推進します。
- 下水道処理施設の市浄化センターについては、広域編入に向けた検討を行います。

■【主な取組】

- ・ストックマネジメント計画による浄化センター及び管路施設の更新
- ・最上川流域下水道山形浄化センター編入の検討
- ・汚水管きょへの雨天時浸入水の調査及び対策

※ 有収率：配水池から配水する水量と料金として収入のあった水量との比率で、配水過程において漏水などがない場合は高い数値となる。